

○市町村職員退職手当条例施行規則

昭和50年7月1日

組合規則第12号

改正 昭和51年2月18日規則第3号
昭和56年1月22日規則第3号
昭和58年1月25日規則第1号
昭和62年3月24日規則第5号
昭和63年8月8日規則第5号
平成3年1月22日規則第6号
平成10年1月23日規則第4号
平成10年5月8日規則第6号
平成14年1月25日規則第1号
平成16年2月16日規則第2号
平成18年8月9日規則第4号
平成19年10月1日規則第8号
平成20年1月25日規則第1号
平成21年5月27日規則第3号
平成23年3月31日規則第2号
平成27年1月28日規則第1号
平成28年1月28日規則第1号
平成28年3月29日規則第9号
平成29年1月24日規則第1号
令和元年10月25日規則第5号
令和2年1月30日規則第2号
令和2年7月6日規則第8号
令和4年9月26日規則第3号
令和5年3月22日規則第3号

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条の12）
- 第2章 退職手当の請求（第4条—第10条の6）
- 第3章 退職手当の裁定（第11条—第13条）
- 第4章 退職手当の支給（第14条・第15条）
- 第5章 失業者の退職手当（第16条—第28条）
- 第6章 退職手当の支給制限等（第29条—第32条）

第7章 退職手当の返納命令等（第33条—第35条）

第8章 退職手当審査会（第36条）

第9章 雑則（第37条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、市町村職員退職手当条例（昭和50年茨城県市町村総合事務組合条例第22号。以下「条例」という。）第28条の規定に基づき、条例第1条に規定する組合市町村の職員の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、「組合」とは茨城県市町村総合事務組合を、「組合長」とは組合の長を、「職員」とは条例第2条に規定する者を、「遺族」とは条例第2条の2に規定する者をいう。

（職員以外の者に対する退職手当の支給）

第2条の2 条例第2条第2項の規定により職員とみなされるものは、職員以外の者が退職した場合（条例第15条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、当該者が退職の日又はその翌日に同一組合市町村において再び職員以外の者として採用された者とする。

（職員の異動等の報告）

第3条 組合市町村の長（以下「組合市町村長」という。）は、当該職員について、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、直ちに組合長に報告しなければならない。

- (1) 就職したとき又は条例第2条第2項の規定により職員の資格を取得したときは、職員就職報告書（様式第1号）
- (2) 退職、失職、解職、免職又は死亡したときは、職員退職（失職、解職、免職、死亡）報告書（様式第2号）
- (3) 削除
- (4) 休職、停職、休業又は復職したときは、職員休職（停職、休業等）報告書（様式第4号）
- (5) 職員番号、氏名、現住所又は雇用形態に変更があるときは、職員変更報告書（様式第5号）
- (6) 給与改正が行われ給料月額に異動があったときは、給与改正による一般負担金算出明細書（様式第6号）

2 組合市町村長は、毎年4月1日現在における職員の給料月額表（様式第7号）を作成し、4月30日までに組合長に報告しなければならない。

（基礎在職期間）

第3条の2 条例第6条の2第2項第19号に規定する規則で定める在職期間は、次の各号に掲げる在職期間とする。

- (1) 条例第9条の4第4項本文に規定する場合における移行型一般地方独立行政法人の職員としての在職期間
- (2) 条例第9条の8第1項に規定する再び職員となった者の同条に規定する特定法人役職員の職員としての在職期間
- (3) 条例附則第36項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の職員としての在職期間
- (4) 条例附則第37項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道の職員としての在職期間
- (5) 条例附則第38項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる昭和62年3月31日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和62年4月1日以後の承継法人等の職員としての在職期間
- (6) 条例附則第44項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間
- (7) 条例附則第46項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる国立大学法人等の職員としての在職期間
(退職手当の調整額の算定対象から除外する休職月等)

第3条の3 条例第8条の4第1項に規定する規則で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書に規定する事由若しくはこれに準ずる事由又は同法第26条の5に規定する自己啓発等休業（第3条の12に規定する要件に該当するものを除く。）若しくは同法第26条の6に規定する配偶者同行休業により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等（次号及び第3号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等を除く。） 当該休職月等
- (2) 条例第8条の4第1項に規定する育児休業期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）及び育児短時間勤務期間その他これに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等 退職した者が属していた条例第8条の4第1項各号に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等
- (3) 第1号に規定する事由以外の事由により現実に職務をとることを要しない期間のあった休

職月等（前号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等を除く。）
退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分
が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1
に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になる
までにある休職月等，退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等
にあつては当該休職月等

（基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い）

第3条の4 退職した者の基礎在職期間に条例第6条の2第2項第2号から第19号までに掲げる
期間（以下「特定基礎在職期間」という。）が含まれる場合における条例第8条の4第1項並
びに前条及び次条の規定の適用については、その者は、次の各号に掲げる特定基礎在職期間に
おいて当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。

- (1) 職員としての引き続いた在職期間（その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。）に連
続する特定基礎在職期間 当該職員としての引き続いた在職期間の末日にその者が従事して
いた職務と同種の職務に従事する職員又は当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引
き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員
- (2) 前号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間に連続す
る職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事
する職員

（職員の区分）

第3条の5 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間
の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別
表ア又はイの表の左欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の右欄に
掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこ
れらの表の左欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、こ
れらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の右欄に掲げる職員の区分に属していたものとし
る。

- 2 前項に規定する職員の区分は、職員が退職したときに第5条第4号に規定する退職手当の調
整額に関する証明書（様式第7号の2）に記載し報告しなければならない。

（調整月額に順位を付す方法等）

第3条の6 前条（第3条の4の規定により同条各号に定める職員として在職していたものとみ
なされる場合を含む。）後段の規定により退職した者が同一の月において2以上の職員の区分
に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整
月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

- 2 調整月額のうちにその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属す

る月に近い月に係るものを先順位とする。

(一般職の職員の基本給月額に準ずる額)

第3条の7 条例第8条の5第2項に規定する一般職の職員の基本給月額に準じて規則で定める額は、給料(条例附則第48項本文に規定する差額に相当する額を含む。)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

第3条の8 削除

(高齢者部分休業期間の退職手当の調整額の算定対象からの除外)

第3条の9 退職した者の基礎在職期間に高齢者部分休業期間(条例第9条第6項に規定する高齢者部分休業期間をいう。次条及び第10条の5において同じ。)が含まれる場合は、当該高齢者部分休業期間を第3条の3第3号に定める休職月等とみなし、同号の規定を適用する。この場合において、その者が属していた職員の区分ごとの高齢者部分休業期間を月に換算する場合は、高齢者部分休業取得時間報告書(様式第7号の3)により報告を受けた当該職員の区分ごとに対応する年月の高齢者部分休業取得時間の合計を月に換算する。

2 前項後段の規定により職員の区分ごとに対応する年月の高齢者部分休業取得時間の合計を月に換算する場合は240時間をもって1月とし、1月未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(高齢者部分休業期間の2分の1相当期間の除算)

第3条の10 条例第9条第6項に規定する高齢者部分休業期間の2分の1に相当する期間は、高齢者部分休業取得時間報告書(様式第7号の3)により報告を受けた高齢者部分休業取得合計時間の2分の1に相当する時間(次項において「除算時間」という。)とする。

2 条例第9条第6項の規定により高齢者部分休業期間の2分の1に相当する期間を同条第1項から第5項までの規定により計算した在職期間から除算する場合は、除算時間を月に換算し、その換算した月数を除算するものとする。この場合において、除算時間を月に換算する場合は240時間をもって1月とし、1月未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(平成18年改正条例第5号附則第2条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項に規定する規則で定める額)

第3条の11 市町村職員退職手当条例の一部を改正する条例(平成18年茨城県市町村総合事務組合条例第5号。以下「平成18年改正条例」という。)附則第2条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項に規定する規則で定める額は、同条第2項に規定する者が、特定基礎在職期間において職員として在職していたものとみなした場合に、その者が平成18年3月31日において受けるべき給料月額とする。

(条例第9条第3項第3号に規定する規則で定める要件)

第3条の12 条例第9条第3項第3号に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 自己啓発等休業の期間中の地方公務員法第26条の5第1項に規定する大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が、その成果によって当該自己啓発等休業の期間の初日の前日（当該自己啓発等休業の期間が延長された場合にあつては、延長された自己啓発等休業の期間の初日の前日）までに、市町村等の長の承認を得たものであること。
- (2) 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職を除く。）又はこれに準ずる処分を受けていないこと。
- (3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間（条例第9条第4項、第9条の3第1項及び第9条の4第1項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされる期間を含む。）が5年に達するまでの期間中に退職したものでないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 通勤（他の法令の規定により通勤とみなされるものを含む。次項において同じ。）による傷病若しくは死亡により退職した場合、又は公務上の傷病若しくは死亡（他の法令の規定により公務とみなされる業務に係る業務上の傷病若しくは死亡を含む。）により退職した場合

イ 地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した場合（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した場合

ウ 任期を定めて採用された職員が、当該任期が満了したことにより退職した場合

エ 条例第26条各項のいずれかの規定に該当して退職した場合

2 前項第3号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

- (1) 地方公務員法第28条第2項の規定による休職の期間（通勤による傷病又は公務上の傷病（他の法令の規定により公務とみなされる業務に係る業務上の傷病を含む。）により地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職された場合における当該休職の期間を除く。）
- (2) 地方公務員法第29条の規定による停職の期間
- (3) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間
- (4) 育児休業をした期間
- (5) 自己啓発等休業をした期間
- (6) 前各号に掲げる期間に準ずる期間

第2章 退職手当の請求

（書類の経由）

第4条 退職手当の請求は、全て職員が退職当時所属していた組合市町村を経由して組合長に提出しなければならない。

（自己の都合等による退職手当の請求）

第5条 条例第3条及び第8条の5に規定する退職手当の請求をする場合には、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 退職手当請求書（様式第8号）
- (2) 職員在職中の履歴書（様式第9号）
- (3) 退職所得の受給に関する申告書（所得税法（昭和40年法律第33号）第203条に規定するもの）
- (4) 退職手当の調整額に関する証明書（様式第7号の2）（第7条該当者を除く。）
（傷病による退職手当の請求）

第6条 条例第4条の規定に該当するもののうち傷病により退職した場合の退職手当の請求には、前条各号に規定する書類のほか、その傷病の程度が厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する障害の状態にあることの医師の診断書等を添え提出しなければならない。

（公務又は通勤災害による退職手当の請求）

第7条 条例第6条第1項又は第7条第2項に規定する公務上の傷病若しくは死亡又は通勤による傷病若しくは死亡により退職した場合の退職手当の請求には、第5条に規定する書類のほか、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定により公務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施するに要する認定書の写しを添え提出しなければならない。

（遺族の退職手当の請求）

第8条 条例第4条第1項、第5条第2項、第6条又は第7条の規定に該当するもののうち、死亡により退職した場合の退職手当の請求には、第5条の規定にかかわらず、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 遺族退職手当請求書（様式第10号）
- (2) 職員在職中の履歴書（様式第9号）
- (3) 戸籍謄本（条例第2条の2第1項括弧書に規定するものにあつては、住民票又は組合市町村長の証明書、第2号及び第3号の規定に該当するものにあつては、組合市町村長による生計関係の証明書）
- (4) 退職手当の調整額に関する証明書（様式第7号の2）（第7条該当者を除く。）

2 前項に規定する退職手当を受ける権利を有する同順位の遺族が2人以上あるときは、総代者選任届（様式第11号）を提出しなければならない。

（勸奨の退職手当の請求）

第9条 条例第4条第1項、第5条第1項又は第6条第1項に規定する勸奨により退職した場合の退職手当の請求には、第5条に規定する書類のほか、勸奨（整理）証明書（様式第12号）を添え提出しなければならない。

（整理の退職手当の請求）

第10条 条例第5条第1項若しくは第6条第1項に規定する勤務公署の移転による退職又は条例第6条第1項の職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した場合の退職手当の請求には、第5条に規定する書類のほか、勸奨（整理）証明書（様式第12号）並びにその事実を証明する関係条例規則の写し及び予算の議決書その他組合長が必要と認める書類を添え提出しなければならない。

（定年の退職手当の請求）

第10条の2 条例第5条第1項若しくは第6条第1項に規定する地方公務員法第28条の7第1項の期限若しくは同条第2項の規定により延長された期限の到来による退職又は条例第5条第2項若しくは第6条第2項に規定する定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合の退職手当の請求には、第5条に規定する書類のほか定年に関する証明書（様式第12号の2）を添え提出しなければならない。

（退職勸奨の記録の作成及び保管）

第10条の3 条例第6条の5に規定する勸奨（以下「退職勸奨」という。）の記録は、任命権者又はその委任を受けた者が作成し、保管する。

（退職勸奨の記録の記載事項等）

第10条の4 退職勸奨の記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名及び生年月日
- (2) 採用年月日及び退職年月日並びに勤続期間
- (3) 退職の日における勤務公署（これに準ずるものを含む。）職名、給料月額及び年齢
- (4) 退職勸奨を行った年月日及びその理由
- (5) 退職勸奨に対する職員の応諾の年月日
- (6) その他参考となるべき事項

2 退職勸奨の記録の様式は、様式第12号の3とする。

3 退職勸奨の記録には、職員が提出した退職の申出の書面の写しを添付しなければならない。

（高齢者部分休業期間を有する退職者の退職手当の請求）

第10条の5 退職した者の基礎在職期間に高齢者部分休業期間が含まれる場合の退職手当の請求は、第5条から第10条の2までに規定する書類に高齢者部分休業取得時間報告書（様式第7号の3）を添えて提出しなければならない。

（特定基礎在職期間を有する退職者の退職手当の請求）

第10条の6 退職した者の基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる場合の退職手当の請求は、第5条から第10条の2までに規定する書類に特定基礎在職期間に係る職員の区分報告書（様式第12号の4）を添えて提出しなければならない。

第3章 退職手当の裁定

（組合市町村長の証明）

第11条 組合市町村長が退職手当の請求書を受理したときは、当該書類についてその正当であることを証明し、速やかに組合長に提出しなければならない。

(退職手当裁定通知書の交付等)

第12条 組合長は、退職手当の請求書を受理したときは、これを審査し、書類に不備の点がなく、かつ、退職手当の権利があると認めたときは、退職手当裁定通知書(様式第13号)を請求者に交付する。

2 組合長は、前項の規定により退職手当の権利があると認めたときは、退職手当裁定通知書(様式第13号の2)を組合市町村長に送付する。

(審査上の出頭又は書類の提出)

第13条 組合長は、審査上必要と認めたときは、請求者に出頭を命じ、又は必要な書類の提出を命ずることができる。

第4章 退職手当の支給

(支給の方法)

第14条 退職手当は、請求者が提出した退職手当の請求書に指定した口座に送金するものとする。

(支給の差止)

第15条 退職手当の請求者が次の各号のいずれかに該当したときは、退職手当を差し止めることができる。

- (1) 虚偽の申請、請求又は届出をしたとき。
- (2) この規則による書類の提出をなさず又は出頭しないとき。
- (3) この規則により組合長又は組合長の命を受けた職員の質問に対し答弁をなさず若しくは虚偽の陳述をなしたとき。

第5章 失業者の退職手当

(退職票の交付)

第16条 条例第13条に規定する退職手当(以下「失業者の退職手当」という。)の支給を受けようとする者は、組合市町村長が作成した市町村職員退職票交付申請書(様式第14号)を組合長に提出し、市町村職員退職票(様式第15号。以下「退職票」という。)の交付を受けなければならない。

2 前項に規定する退職票(2部)の交付を受けたときは、その住所又は居所を管轄する公共職業安定所(以下「管轄公共職業安定所」という。)に出頭し退職票を提示して求職の申込みを行い、求職申込手続完了の証明を受け、その1部は本人の控として保存し、1部は組合市町村を経由して組合長に提出しなければならない。

(受給資格証及び特例受給資格証の交付)

第17条 組合長は、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する者(以下「受給資格者」という。)から退職票の提出を受けたときは、失業者退職手当受給資格証(様式第16号。

以下「受給資格証」という。)を、また特例一時金に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する者(以下「特例受給資格者」という。)から退職票の提出を受けたときは、失業者退職手当特例受給資格証(様式第17号。以下「特例受給資格証」という。)を作成し、組合市町村を経て当該受給資格者に交付しなければならない。

2 受給資格者は、受給資格証(特例職員以外の受給資格者については受給資格証を、特例職員である受給資格者については特例受給資格証)の交付を受けた後、氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、受給資格者氏名(住所等)変更届(様式第17号の2。以下「受給資格者氏名(住所等)変更届」という。)に、氏名又は住所若しくは居所の変更の事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて、速やかに組合長に提出しなければならない。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときには、これを添えないことができる。

3 組合長は、受給資格者氏名(住所等)変更届の提出を受けたときは、受給資格証に必要な改定をし、組合市町村を経て当該受給資格者に返付しなければならない。

(在職票の交付)

第18条 組合市町村長は、勤続期間12月未満(条例第2条第1項に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない者については、同条第2項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至らない期間とする。以下同じ。)の者が退職する場合には、市町村職員在職票(様式第18号。以下「在職票」という。)に所定の事項を記入して該当者に交付しなければならない。

(退職票等の提出)

第19条 退職票又は在職票の交付を受けた者が条例第13条第1項に規定する期間内(在職票の交付を受けた者にあつては、当該在職票に係る退職の日の翌日から起算して1年の期間内)に再び組合市町村の職員となったときは、当該退職票又は在職票(以下「退職票等」という。)をその新たに所属することとなった組合市町村長に提出しなければならない。

2 組合市町村長は、前項の規定により退職票等を提出した者が、勤続期間12月未満で退職するときは、当該退職票等をその者に返付しなければならない。

(条例第13条第1項に規定する規則で定める者)

第19条の2 条例第13条第1項に規定する規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職若しくは過員を生じることにより退職した者
- (2) 勤務公署の移転により、通勤することが困難となったため退職した者
- (3) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分を受けた者
- (4) 公務上の傷病により退職した者
- (5) その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者

(条例第13条第1項に規定する規則で定める理由)

第20条 条例第13条第1項に規定する規則で定める理由は、次のとおりとする。

- (1) 疾病又は負傷（条例第13条第11項第3号の規定により傷病手当に相当する退職手当の支給を受ける場合における当該給付に係る疾病又は負傷を除く。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、組合長がやむを得ないと認めるもの
（受給期間延長の申出）

第21条 条例第13条第1項の申出は、受給期間延長等申請書（様式第19号）に医師の証明書その他の第20条各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証（受給資格証の交付を受けていない場合には、退職票。以下この条において同じ。）を添えて組合長に提出することによって行うものとする。ただし、受給資格証を添えて提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

2 前項の申出は、当該申出に係る者が条例第13条第1項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合における第1項の申出は、当該理由がやんだ日の翌日から起算して7日以内にしなければならない。

4 第2項ただし書の場合における第1項の申出は、受給期間延長等申請書に天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があったことを証明することができる書類を添えなければならない。

5 組合長は、第1項の申出をした者が条例第13条第1項に規定する理由に該当すると認めるときは、その者に受給期間延長等通知書（様式第20号）を交付しなければならない。この場合（第1項ただし書きの規定により受給資格証を添えないで同項の申出を受けたときを除く。）において、組合長は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

6 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を組合長に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、組合長は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

- (1) その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があった場合 交付を受けた受給期間延長等通知書
- (2) 条例第13条第1項に規定する理由がやんだ場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証

7 第1項の申出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証明する書類に同項に規定する書類を添えて組合長に提出しなければならない。

8 第1項ただし書の規定は第6項の場合に、前項の規定は第2項ただし書の場合における第1項の申出及び第6項の場合について準用する。

(条例第13条第4項の規則で定める事業)

第21条の2 条例第13条第4項の規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して、30日を経過する日が、条例第13条第1項に規定する雇用保険法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの
- (2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が第27条第1項に規定する就業手当又は再就職手当の支給を受けたもの
- (3) その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと組合長が認めたもの

(条例第13条第4項の規則で定める職員)

第21条の3 条例第13条第4項の規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 条例第13条第1項に規定する退職の日以前に同条第4項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員
- (2) その他事業を開始した職員に準ずるものとして組合長が認めた職員

(支給の期間の特例の申出)

第21条の4 条例第13条第4項の申出(退職の日後に事業を開始した旨の申出(前条に掲げる職員による申出を含む。))に限る。以下この条において同じ。)は、受給期間延長等申請書に登記事項証明書その他条例第13条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証(受給資格証の交付を受けていない場合には、退職票。以下この条において同じ。)を添えて組合長に提出することによって行うものとする。

2 前項の申出(以下この条において「特例申出」という。)は、当該特例申出に係る者が条例第13条第4項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して、2箇月以内にななければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 組合長は、特例申出をした者が条例第13条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認めたときは、その者に受給期間延長等通知書を交付しなければならない。この場合(第5項の規定により準用する第21条第1項ただし書の規定により受給資格証を添えないで特例申出を受けたときを除く。)において、組合長は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

4 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を組合長に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、組合長は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

(1) その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があった場合 交付を受けた受給期間延長等通知書

(2) 条例第13条第4項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証

5 第21条第1項ただし書の規定は第1項及び前項の場合に、同条第3項及び第4項の規定は第2項ただし書の場合における特例申出に、同条第7項の規定は特例申出及び前項の場合並びに第2項ただし書の場合における特例申出について準用する。

(基本手当に相当する退職手当の支給調整)

第22条 基本手当に相当する退職手当で条例第13条第1項の規定によるものは、当該受給資格者が第16条第2項の規定による求職の申込みをした日から起算して、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第33条に規定する期間及び待期日数（条例第13条第1項に規定する待期日数をいう。以下同じ。）に等しい失業の日数を経過した後に支給する。

2 受給資格者が待期日数の期間内に職業に就き、次の各号に掲げるいずれかの給付を受ける資格を取得しないうちに再び離職した場合においては、その離職の日の翌日から起算して待期日数の残日数に等しい失業の日数を経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。

(1) 雇用保険法の規定による基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金

(2) 基本手当に相当する退職手当

(3) 条例第13条第5項又は第6項の規定による退職手当（以下「高年齢求職者給付金に相当する退職手当」という。）

(4) 条例第13条第7項又は第8項の規定による退職手当（以下「特例一時金に相当する退職手当」という。）

3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に受給資格者となった場合においては、当該基本手当の支給を受けることができる日数（条例第13条第1項の規定による退職手当に係る場合にあっては、その日数に待期日数を加えた日数）に等しい失業の日数が経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。

4 受給資格者が、基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができる日数（条例第13条第1項の規定による退職手当に係る受給資格者にあっては、その日数に待期日数を加えた日数）の経過しないうちに職業に就き、雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を取得した場合においては、当該基本手当の支給を受けることができる日数（条例第13条第1項の規

定による退職手当に係る受給資格者にあつては、その日数に待期日数の残日数を加えた日数に等しい失業の日数が経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。

(基本手当に相当する退職手当の支給手続)

第22条の2 条例第13条第1項の規定による退職手当に係る受給資格者は、待期日数経過後速やかに管轄公共職業安定所に出頭して職業の紹介を求め、受給資格証を提出した上、待期日数の間における失業の認定を受けるものとする。

- 2 受給資格者が基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、条例第13条第1項の規定による退職手当に係る場合にあつては前項に規定する失業の認定を受けた後、同条第3項の規定による退職手当に係る場合にあつては第16条に規定する求職の申込みをした後に組合長が指示する失業の認定を受けるべき日ごとに管轄公共職業安定所に出頭して職業の紹介を求め、受給資格証を提出した後、組合長に受給資格証及び失業認定申告書(様式第21号)並びに失業者の退職手当支給請求書(様式第22号)を提出しなければならない。

(公共職業訓練等を受講する場合における届出)

第23条 受給資格者は、管轄公共職業安定所の長の指示により雇用保険法第15条第3項に規定する公共職業訓練等を受けることとなったときは、速やかに公共職業訓練等受講届(様式第23号。以下「受講届」という。)及び公共職業訓練等通所届(様式第24号。以下「通所届」という。)に受給資格証を添えて組合長に提出するものとする。第21条第1項ただし書の規定は、この場合について準用する。

- 2 組合長は、前項の規定による受講届及び通所届の提出を受けたときは、受給資格証に必要な事項を記載し、当該受給資格者に返付しなければならない。
- 3 受給資格者は、受講届及び通所届の記載事項に変更があつたときは、速やかにその旨を記載した届書に受給資格証を添えて組合長に提出しなければならない。第21条第1項ただし書の規定は、この場合について準用する。
- 4 組合長は、前項の規定による届書の提出を受けたときは、受給資格証に必要な改定をし、当該受給資格者に返付しなければならない。

(技能習得手当に相当する退職手当の支給手続)

第24条 受給資格者は、条例第13条第10項第1号又は同条第11項第1号及び第2号の規定による退職手当の支給を受けようとするときは、公共職業訓練等受講証明書(様式第25号)に受給資格証を添えて組合長に提出しなければならない。第21条第1項ただし書の規定は、この場合について準用する。

- 2 組合長は、前項の規定による証明書の提出を受けたときは、受給資格証に必要な事項を記載し、当該受給資格者に返付しなければならない。

(条例第13条第10項第2号に規定する規則で定める者)

第24条の2 条例第13条第10項第2号イに規定する規則で定める者のうち次の各号に掲げる者は、

当該各号に定める者とする。

(1) 雇用保険法第24条の2第1項第1号に掲げる者に相当する者 退職職員（退職した条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であって、雇用保険法第24条の2第1項第1号に掲げる者に該当するもの

(2) 雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者 退職職員であって、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた組合市町村の事務又は事業を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に該当するもの

(3) 雇用保険法第24条の2第1項第3号に掲げる者に相当する者 退職職員であって、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた組合市町村の事務又は事業を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第24条の2第1項第3号に掲げる者に該当するもの

2 条例第13条第10項第2号ロに規定する規則で定める者は、前項第2号に定める者とする。

（傷病手当に相当する退職手当の支給手続）

第25条 受給資格者は、条例第13条第11項第3号の規定による退職手当の支給を受けようとするときは、傷病手当に相当する退職手当支給申請書（様式第26号）に受給資格証を添えて組合長に提出しなければならない。第21条第1項ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 組合長は、前項による支給申請書の提出を受けたときは、受給資格証に必要な事項を記載し、当該受給資格者に返付しなければならない。

（準用）

第26条 第16条、第17条、第19条及び第22条第2項並びに第22条の2の規定は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「基本手当」とあるのは「高年齢求職者給付金」と、「受給資格者」とあるのは「高年齢受給資格者」と、「失業者退職手当受給資格証」とあるのは「失業者退職手当高年齢受給資格証」と、「受給資格証」とあるのは「高年齢受給資格証」と、「条例第13条第1項に規定する期間内に」とあるのは「当該退職票、高年齢受給資格証又は在职票に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過する日までに、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けることなく」と、「条例第13条第1項」とあるのは「条例第13条第5項」と、「失業認定申告書（様式第21号）」とあるのは「高年齢受給資格者失業認定申告書（様式第27号）」と、「同条第3項」とあるのは「同条第6項」と読み替えるものとする。

2 第16条、第17条、第19条及び第22条第2項並びに第22条の2の規定は、特例一時金に相当する退職手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「基本手当」とあるのは「特例一時金」と、「受給資格者」とあるのは「特例受給資格者」と、「失業者退職手当

受給資格証」とあるのは「失業者退職手当特例受給資格証」と、「受給資格証」とあるのは「特例受給資格証」と、「条例第13条第1項に規定する期間内に」とあるのは「当該退職票、特例受給資格証又は退職票に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過する日までに、特例一時金に相当する退職手当の支給を受けることなく」と、「条例第13条第1項」とあるのは「条例第13条第7項」と、「失業認定申告書（様式第21号）」とあるのは「特例受給資格者失業認定申告書（様式第27号）」と、「同条第3項」とあるのは「同条第8項」と読み替えるものとする。

（高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給手続）

第26条の2 高年齢求職者給付金に相当する退職手当で条例第13条第5項の規定によるものは、当該高年齢受給資格者が第16条第2項の規定による求職の申込みをした日から起算して、雇用保険法第33条に規定する期間及び待期日数に等しい失業の日数を経過した後に支給する。

2 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に高年齢受給資格者となった場合においては、当該基本手当の支給を受けることができる日数（条例第13条第5項の規定による退職手当に係る高年齢受給資格者にあつては、その日数に待期日数を加えた日数）に等しい失業の日数を経過した後に高年齢求職者給付金に相当する退職手当を支給する。

（特例一時金に相当する退職手当の支給手続）

第26条の3 特例一時金に相当する退職手当で条例第13条第7項の規定によるものは、当該特例受給資格者が第16条第2項の規定による求職の申込みをした日から起算して、雇用保険法第33条に規定する期間及び待期日数に等しい失業の日数を経過した後に支給する。

2 前条第2項の規定は、特例一時金に相当する退職手当の支給について準用する。この場合において、同項中「条例第13条第5項」とあるのは「条例第13条第7項」と、「高年齢受給資格者」とあるのは「特例受給資格者」と、「高年齢求職者給付金」とあるのは「特例一時金」と読み替えるものとする。

（就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続）

第27条 受給資格者又は条例第13条第14項に規定する者は、同条第11項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当支給申請書（様式第28号）に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあつては再就職手当に相当する退職手当支給申請書（様式第28号の2）に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）に相当する退職手当にあつては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書（様

式第28号の4)に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあつては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（様式第28号の3）に、条例第13条第11項第5号の規定による退職手当にあつては移転費に相当する退職手当支給申請書（様式第29号）に、同項第6号の規定による退職手当のうち雇用保険法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書（様式第30号）に、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書（様式第30号の2）に、同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書（様式第30号の3）にそれぞれ受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添えて組合長に提出しなければならない。ただし、受給資格証又は特例受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

2 組合長は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証に必要な事項を記載してその者に返付しなければならない。

（補則）

第28条 この章に規定するもののほか失業者の退職手当の請求その他必要な事項は、この規則第2章の規定及び雇用保険法の規定を準用する。

第6章 退職手当の支給制限等

（退職手当支給制限等事情報告書）

第29条 条例第15条第2項、条例第17条第3項、条例第18条第4項及び条例第20条第7項の規定による書面の通知は、様式第31号によるものとする。

（退職手当支給制限処分書）

第30条 条例第15条第1項の規定による処分に係る同条第3項及び条例第17条第1項（同項第1号又は第2号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第6項において準用する条例第15条第3項の書面の様式は、様式第32号によるものとする。

2 条例第17条第1項（同項第3号に該当する場合に限る。）又は第2項の規定による処分に係る同条第6項において準用する条例第15条第3項の書面の様式は、様式第33号によるものとする。

（退職手当支払差止に関する通知書）

第31条 条例第16条第4項に規定する書面の様式は、様式第34号によるものとする。

（退職手当支払差止処分書）

第32条 条例第16条第1項の規定による処分に係る同条第11項において準用する条例第15条第3項の書面の様式は、様式第35号によるものとする。

- 2 条例第16条第2項（同項第1号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第11項において準用する条例第15条第3項の書面の様式は、様式第36号によるものとする。
- 3 条例第16条第2項（同項第2号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第11項において準用する条例第15条第3項の書面の様式は、様式第37号によるものとする。
- 4 条例第16条第3項の規定による処分に係る同条第11項において準用する条例第15条第3項の書面の様式は、様式第38号によるものとする。

第7章 退職手当の返納命令等

（退職手当返納命令書）

第33条 条例第18条第1項（同項第1号又は第2号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第7項において準用する条例第15条第3項の書面の様式は、様式第39号によるものとする。

- 2 条例第18条第1項（同項第3号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第7項及び条例第19条第1項の規定による処分に係る同条第2項において準用する条例第15条第3項の書面の様式は、様式第40号によるものとする。

（条例第20条第1項に規定する懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書）

第34条 条例第20条第1項の規定による通知に係る書面の様式は、様式第41号によるものとする。

（退職手当相当額納付命令書）

第35条 条例第20条第1項、第2項又は第3項の規定による処分に係る同条第8項において準用する条例第15条第3項の書面の様式は、様式第42号によるものとする。

- 2 条例第20条第4項又は第5項の規定による処分に係る同条第8項において準用する条例第15条第3項の書面の様式は、様式第43号によるものとする。

第8章 退職手当審査会

（審査会の招集等）

第36条 退職手当審査会（以下「審査会」という。）は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決する。この場合においては、会長は委員として議決に加わる権利を有する。
- 4 前項の場合において、可否同数のときは、会長が決する。
- 5 会長は、会議録を調製し、開会の日時及び場所、出席委員の氏名、議事の要領、議決した事項、その他必要と認める事項を記載しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、審査会が定める。

第9章 雑則

（その他）

第37条 この規則に定めるもののほか、退職手当の支給について必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の規定にかかわらず、様式については、従前の茨城県市町村職員退職手当組合退職手当条例施行規則の規定に基づく様式を当分の間補正して使用することができる。

(条例附則第39項の規則で定めるもの)

3 条例附則第39項に規定する規則で定めるものは、同項に規定する休職の期間又は職務に専念する義務を免除されていた期間の終了の日の翌日から構成市町村派遣条例施行日（同項に規定する構成市町村派遣条例施行日をいう。以下同じ。）までの間、引き続き次の各号のいずれかに該当している者（同項に規定する引き続き構成市町村派遣条例施行日において同項に規定する市町村（以下「派遣市町村」という。）の職員として在職している者を除く。）とする。

(1) 派遣市町村の職員

(2) 派遣市町村の職員以外の地方公務員

(3) 国家公務員

(4) 日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社又は日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項第1号の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道の職員

(5) 条例第9条第4項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員

(条例附則第39項の規則で定める期間)

4 条例附則第39項に規定する規則で定める期間は、派遣市町村と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき又は外国の地方公共団体の機関等（同項に規定する外国の地方公共団体の機関等をいう。以下同じ。）の要請に応じ、これらの機関の業務に従事していた期間（昭和37年12月1日前の期間を除く。）とする。

(条例附則第40項の規則で定めるもの)

5 条例附則第40項に規定する規則で定めるものは、昭和37年12月1日以後外国の地方公共団体の機関等の業務に従事するための退職（条例第5条又は第6条の規定による退職手当に係る退職を除く。）をし、引き続きこれらの機関の業務に従事した後引き続いて再び条例附則第40項に規定する市町村の職員となり、引き続き構成市町村派遣条例施行日において当該職員として在職している者（当該職員となった日を休職の期間又は職務に専念する義務を免除されていた期間の終了の日の翌日と、同項に規定する市町村を派遣市町村とみなして附則第3項の規定を適用した場合に構成市町村派遣条例施行日において同項に規定する者に該当することとなる者

を含む。)とする。

(退職手当の額の計算)

6 前項に規定する者が構成市町村派遣条例施行日以後に退職した場合におけるその者に対する条例第2条の3, 第4条から第6条の3まで及び第8条から第8条の5までの規定による退職手当の額は, これらの規定にかかわらず, 退職日給料月額に, 第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

(1) その者が条例第2条の3, 第4条から第6条の3まで及び第8条から第8条の5までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合

(2) その者が前項の退職をした際に支給を受けた退職手当の額のその計算の基礎となった給料月額に対する割合

7 条例附則第48項ただし書に規定する規則で定める額は, 第3条の7に規定する額とする。

(特定退職者に関する暫定措置)

8 受給資格に係る退職の日が雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)附則第1条の4に規定する離職の日に相当する期間内である者に係る第19条の2及び第27条第1項の規定の適用については, 第19条の2中「次のとおり」とあるのは「雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)附則第1条の4の規定により読み替えられた同規則第36条(各号列記以外の部分に限る。)に規定する理由により退職した者のほか, 次のとおり」と, 第27条第1項中「雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)」とあるのは「雇用保険法施行規則」とする。

附 則(昭和51年規則第3号)

この規則は, 昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年規則第3号)

この規則は, 公布の日から施行する。

附 則(昭和58年規則第1号)

この規則は, 公布の日から施行する。

附 則(昭和62年規則第5号)

1 この規則は, 昭和62年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず, この規則による改正後の市町村職員退職手当条例施行規則第27条中再就職手当に相当する退職手当に関する規定は, 昭和59年8月1日から適用する。

3 市町村職員退職手当条例の一部を改正する条例(昭和60年茨城県市町村総合事務組合条例第6号。以下この項において「改正条例」という。)附則第7項に規定する退職手当の額は, 次の各号に掲げる者の区分に応じ, 当該各号に掲げる額とする。

(1) 改正条例による改正後の市町村職員退職手当条例(以下この項において「新条例」という。)

第13条第5項若しくは第6項の規定又は改正条例附則第5項中「施行日以後」とあるのを「昭

和59年8月1日以後」と読み替えて同項の規定を適用するとしたならばこれらの規定による退職手当の支給を受けることとなる者 当該規定を適用するとしたならば支給を受けることとなる退職手当の額と改正条例附則第2項から第4項まで及び第6項の規定により支給を受ける退職手当の額とのいずれか多い額

(2) 前号に掲げる以外の者 新条例第13条の規定を適用するとしたならば支給を受けることとなる退職手当の額と改正条例附則第2項から第4項まで及び第6項の規定により支給を受ける退職手当の額とのいずれか多い額

4 この規則による改正前の市町村職員退職手当条例施行規則の規定により現に使用中の用紙については、その残部を限度として所要の訂正を施した上、なお使用することができる。

附 則（昭和63年規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の市町村職員退職手当条例施行規則の規定は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則（平成3年規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、平成3年1月1日から適用する。

附 則（平成10年規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の市町村職員退職手当条例施行規則の規定は、平成10年1月1日から適用する。

附 則（平成10年規則第6号）

1 この規則は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

2 この規則による改正前の市町村職員退職手当条例施行規則の規定により現に使用中の用紙については、その残部を限度として所要の訂正を施した上、なお使用することができる。

附 則（平成14年規則第1号）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条の改正規定、第6条の改正規定、第7条の改正規定及び第8条の改正規定（「第10条第1項」を「第7条」に改める部分に限る。）は、平成14年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の市町村職員退職手当条例施行規則の規定により現に使用中の用紙については、その残部を限度として所要の訂正を施した上、なお使用することができる。

附 則（平成16年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第12条及び第14条並びに様式第8号、様式第10号、様式第13号及び様式第13号の次に様式を加える改正規定は、平成16年3月31日から施行する。

附 則（平成18年規則第4号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 市町村職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成18年茨城県市町村総合事務組合条例第5号）附則第6条に規定する改正給与法条例未施行市町村が平成18年4月1日以後において組

合市町村の一般職の職員の給与に関する条例の規定による給料表を、国家公務員に係る一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第113号。以下「改正給与法」という。）に準じて改正したときは、別表中「ア 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表」とあるのは「ア 平成8年4月1日から市町村の職員の給与に関する条例の規定による給料表が改正給与法に準じて改正された当該給料表の適用日（この項において「改正給与法条例施行日」という。）の前日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表」と、「イ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表」とあるのは、「イ 改正給与法条例施行日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表」と読み替えるものとする。

3 この規則による改正前の市町村職員退職手当条例施行規則の規定により現に使用中の用紙については、その残部を限度として所要の訂正を施した上、なお使用することができる。

4 この規則の施行に関し必要な事項は、組合長が定める。

附 則（平成19年規則第8号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第22条、第26条の2及び様式第26号の改正規定は日本年金機構法（平成19年法律第109号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 傷病手当に相当する退職手当支給申請書は、当分の間、これに必要な事項を記入し、使用することができる。

附 則（平成20年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年規則第3号）

1 この規則は、平成21年6月1日から施行する。

2 この規則による改正前の市町村職員退職手当条例施行規則の規定により現に使用中の様式については、当分の間、所要の訂正を施した上、これに必要な事項を記入し、使用することができる。

附 則（平成23年規則第2号）

1 この規則は、市町村職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成23年茨城県市町村総合事務組合条例第3号）の施行の日から施行する。

2 この規則による改正前の市町村職員退職手当条例施行規則の規定により現に使用中の用紙については、その残部を限度として所要の訂正を施した上、なお使用することができる。

附 則（平成27年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の市町村職員退職手当条例施行規則は、平成27年10月1日から適用する。

附 則（平成28年規則第9号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の市町村職員退職手当条例施行規則の規定により現に使用中の様式については、当分の間、所要の訂正を施した上、これに必要な事項を記入し使用することができる。

附 則（平成29年規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則の適用の際現に提出され、又は交付されている市町村職員退職手当条例施行規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則の様式によるものとする。
- 3 この規則による改正前の市町村職員退職手当条例施行規則の規定により現に使用中の用紙については、その残部を限度として所要の訂正を施したうえ、なお使用することができる。

附 則（令和元年規則第5号）

（施行期日）

- 1 この規則は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。ただし、第21条及び様式第15号（表面）の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に退職した者がこの規則による改正前の市町村職員退職手当条例施行規則（以下「旧規則」という。）第19条の2第4号に掲げる者に該当する場合には、この規則による改正後の市町村職員退職手当条例施行規則（以下「新規則」という。）第19条の2に規定する市町村職員退職手当条例第13条第1項の規定で定める者とみなす。
- 3 新規則第21条第2項の規定は、同規則第16条に規定する基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日が公布日以後にある者からの申出について適用し、当該退職の日の翌日から起算して4年を経過する日が公布日前にある者からの申出については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されている旧規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、新規則の様式によるものとみなす。
- 5 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和2年規則第2号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第24条の次に1条を加える改正規定及び様式の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年規則第8号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の市町村職員退職手当条例施行規則附則第8項の規定は、令和2年5月1日以降に退職した者について適用する。

附 則（令和4年規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の市町村職員退職手当条例施行規則の様式（次頁において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の市町村職員退職手当条例施行規則の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和5年規則第3号）

（施行期日）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条の5関係）

ア 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	1 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法」という。）の指定職俸給表の適用を受けていた者で同表1号俸から3号俸までの俸給を受けていたものに準ずるものとして組合市町村の給与に関する条例の規定により給料月額が定められているもの（以下「準拠者」という。） 2 前号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村長の認めたもの
第2号区分	1 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の行政職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が11級であったものの準拠者 2 平成8年4月1日から平成16年10月27日までの間において適用されていた一般職の職員の給与に関する法律（以下「平成8年4月以後平成16年10月

	<p>以前の一般職給与法」という。)の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったものの準拠者のうち組合市町村長の認めたもの</p> <p>3 平成16年10月28日から平成18年3月31日までの間において適用されていた一般職の職員の給与に関する法律(以下「平成16年10月以後平成18年3月以前の一般職給与法」という。)の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったものの準拠者のうち組合市町村長の認めたもの</p> <p>4 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の医療職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったものの準拠者のうち組合市町村長の認めたもの</p> <p>5 前各号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村長の認めたもの</p>
第3号区分	<p>1 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の行政職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったものの準拠者</p> <p>2 平成8年4月以後平成16年10月以前の一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第2号区分の項第2号に掲げる者を除く。)の準拠者のうち組合市町村長の認めたもの</p> <p>3 平成16年10月以後平成18年3月以前の一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第2号区分の項第3号に掲げる者を除く。)の準拠者のうち組合市町村長の認めたもの</p> <p>4 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の医療職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第2号区分の項第4号に掲げる者を除く。)の準拠者のうち組合市町村長の認めたもの</p> <p>5 前各号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村長の認めたもの</p>
第4号区分	<p>1 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の行政職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったものの準拠者</p> <p>2 平成8年4月以後平成16年10月以前の一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第2号区分の項第2号及び第3号区分の項第2号に掲げる者を除く。)の準拠者</p>

	<p>3 平成16年10月以後平成18年3月以前の一般職給与法の教育職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第2号区分の項第3号及び第3号区分の項第3号に掲げる者を除く。）の準拠者</p> <p>4 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の医療職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第2号区分の項第4号及び第3号区分の項第4号に掲げる者を除く。）の準拠者</p> <p>5 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の医療職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの準拠者</p> <p>6 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の医療職俸給表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの準拠者</p> <p>7 前各号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村長の認めたもの</p>
第5号区分	<p>1 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の行政職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの準拠者</p> <p>2 平成8年4月以後平成16年10月以前の一般職給与法の教育職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの準拠者のうち組合市町村長の認めたもの</p> <p>3 平成16年10月以後平成18年3月以前の一般職給与法の教育職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの準拠者のうち組合市町村長の認めたもの</p> <p>4 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の医療職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの準拠者</p> <p>5 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の医療職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級又は7級であったもの準拠者</p> <p>6 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の医療職俸給表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの準拠者</p> <p>7 前各号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村長の認めたもの</p>
第6号区分	<p>1 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の行政職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの準拠者</p> <p>2 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の行政職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの準拠者のうち組合市町村長の認めたもの</p> <p>3 平成8年4月以後平成16年10月以前の一般職給与法の教育職俸給表（一）</p>

	<p>の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第5号区分の項第2号に掲げる者を除く。）の準拠者</p> <p>4 平成16年10月以後平成18年3月以前の一般職給与法の教育職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの（第5号区分の項第3号に掲げる者を除く。）の準拠者</p> <p>5 平成8年4月以後平成16年10月以前の一般職給与法の教育職俸給表（四）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったものの準拠者のうち組合市町村長の認めたもの</p> <p>6 平成16年10月以後平成18年3月以前の一般職給与法の教育職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったものの準拠者のうち組合市町村長の認めたもの</p> <p>7 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の医療職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったものの準拠者のうち組合市町村長の認めたもの</p> <p>8 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の医療職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったものの準拠者のうち組合市町村長の認めたもの</p> <p>9 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の医療職俸給表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったものの準拠者</p> <p>10 前各号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村長の認めたもの</p>
第7号区分	<p>1 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の行政職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったものの準拠者</p> <p>2 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の行政職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの（第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。）の準拠者</p> <p>3 平成8年4月以後平成16年10月以前の一般職給与法の教育職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったものの準拠者</p> <p>4 平成16年10月以後平成18年3月以前の一般職給与法の教育職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったものの準拠者</p> <p>5 平成8年4月以後平成16年10月以前の一般職給与法の教育職俸給表（四）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの（第6号区分の項第5号に掲げる者を除く。）の準拠者</p> <p>6 平成16年10月以後平成18年3月以前の一般職給与法の教育職俸給表（二）</p>

	<p>の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの（第6号区分の項第6号に掲げる者を除く。）の準拠者</p> <p>7 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の医療職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第6号区分の項第7号に掲げる者を除く。）の準拠者</p> <p>8 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の医療職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第6号区分の項第8号に掲げる者を除く。）の準拠者</p> <p>9 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の医療職俸給表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの準拠者</p> <p>10 前各号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村長の認めたもの</p>
第8号区分	<p>1 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の行政職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったものの準拠者</p> <p>2 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の行政職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったものの準拠者のうち組合市町村長の認めたもの又は4級若しくは5級であったものの準拠者</p> <p>3 平成8年4月以後平成16年10月以前の一般職給与法の教育職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったものの準拠者のうち組合市町村長の認めたもの</p> <p>4 平成16年10月以後平成18年3月以前の一般職給与法の教育職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったものの準拠者のうち組合市町村長の認めたもの</p> <p>5 平成8年4月以後平成16年10月以前の一般職給与法の教育職俸給表（四）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったものの準拠者のうち組合市町村長の認めたもの</p> <p>6 平成16年10月以後平成18年3月以前の一般職給与法の教育職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったものの準拠者のうち組合市町村長の認めたもの</p> <p>7 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の医療職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったものの準拠者のうち組合市町村長の認めたもの</p>

	<p>8 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の医療職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったものの準拠者のうち組合市町村長の認めたもの又は3級若しくは4級であったものの準拠者</p> <p>9 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の医療職俸給表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったものの準拠者のうち組合市町村長の認めたもの又は3級であったものの準拠者</p> <p>10 前各号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村長の認めたもの</p>
第9号区分	第1号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

イ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	<p>1 平成18年4月1日以後適用されている一般職の職員の給与に関する法律（以下「平成18年4月以後の一般職給与法」という。）の行政職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったものの準拠者</p> <p>2 平成18年4月以後の一般職給与法の教育職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったものの準拠者</p> <p>3 平成18年4月以後の一般職給与法の医療職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったものの準拠者</p> <p>4 前3号に掲げる者に準ずるものとして市町村長の認めたもの</p>
第2号区分	<p>1 平成18年4月以後の一般職給与法の行政職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったものの準拠者</p> <p>2 平成18年4月以後の一般職給与法の教育職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったものの準拠者のうち市町村長の認めたもの</p> <p>3 平成18年4月以後の一般職給与法の医療職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったものの準拠者のうち市町村長の認めたもの</p> <p>4 前3号に掲げる者に準ずるものとして市町村長の認めたもの</p>
第3号区分	<p>1 平成18年4月以後の一般職給与法の行政職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったものの準拠者</p> <p>2 平成18年4月以後の一般職給与法の教育職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第2号区分の項第2号に</p>

	<p>掲げる者を除く。)の準拠者のうち市町村長の認めたもの</p> <p>3 平成18年4月以後の一般職給与法の医療職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第2号区分の項第3号に掲げる者を除く。)の準拠者のうち市町村長の認めたもの</p> <p>4 前3号に掲げる者に準ずるものとして市町村長の認めたもの</p>
第4号区分	<p>1 平成18年4月以後の一般職給与法の行政職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったものの準拠者</p> <p>2 平成18年4月以後の一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第2号区分の項第2号及び第3号区分の項第2号に掲げる者を除く。)の準拠者</p> <p>3 平成18年4月以後の一般職給与法の医療職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第2号区分の項第3号及び第3号区分の項第3号に掲げる者を除く。)の準拠者</p> <p>4 平成18年4月以後の一般職給与法の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったものの準拠者</p> <p>5 平成18年4月以後の一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったものの準拠者</p> <p>6 前各号に掲げる者に準ずるものとして市町村長の認めたもの</p>
第5号区分	<p>1 平成18年4月以後の一般職給与法の行政職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったものの準拠者</p> <p>2 平成18年4月以後の一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったものの準拠者のうち市町村長の認めるもの</p> <p>3 平成18年4月以後の一般職給与法の医療職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったものの準拠者</p> <p>4 平成18年4月以後の一般職給与法の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級又は7級であったものの準拠者</p> <p>5 平成18年4月以後の一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったものの準拠者</p> <p>6 前各号に掲げる者に準ずるものとして市町村長の認めたもの</p>
第6号区分	<p>1 平成18年4月以後の一般職給与法の行政職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったものの準拠者</p> <p>2 平成18年4月以後の一般職給与法の行政職俸給表(二)の適用を受けて</p>

	<p>いた者でその属する職務の級が5級であったものの準拠者のうち市町村長の認めたもの</p> <p>3 平成18年4月以後の一般職給与法の教育職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの（第5号区分の項第2号に掲げる者を除く。）の準拠者</p> <p>4 平成18年4月以後の一般職給与法の教育職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったものの準拠者のうち市町村長の認めたもの</p> <p>5 平成18年4月以後の一般職給与法の医療職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったものの準拠者のうち市町村長の認めたもの</p> <p>6 平成18年4月以後の一般職給与法の医療職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったものの準拠者のうち市町村長の認めたもの</p> <p>7 平成18年4月以後の一般職給与法の医療職俸給表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったものの準拠者</p> <p>8 前各号に掲げる者に準ずるものとして市町村長の認めたもの</p>
第7号区分	<p>1 平成18年4月以後の一般職給与法の行政職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったものの準拠者</p> <p>2 平成18年4月以後の一般職給与法の行政職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。）の準拠者</p> <p>3 平成18年4月以後の一般職給与法の教育職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったものの準拠者</p> <p>4 平成18年4月以後の一般職給与法の教育職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの（第6号区分の項第4号に掲げる者を除く。）の準拠者</p> <p>5 平成18年4月以後の一般職給与法の医療職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第6号区分の項第5号に掲げる者を除く。）の準拠者</p> <p>6 平成18年4月以後の一般職給与法の医療職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第6号区分の項第6号に掲げる者を除く。）の準拠者</p>

	<p>7 平成18年4月以後の一般職給与法の医療職俸給表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったものの準拠者</p> <p>8 前各号に掲げる者に準ずるものとして市町村長の認めたもの</p>
第8号区分	<p>1 平成18年4月以後の一般職給与法の行政職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったものの準拠者</p> <p>2 平成18年4月以後の一般職給与法の行政職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったものの準拠者のうち市町村長の認めたもの又は4級であったものの準拠者</p> <p>3 平成18年4月以後の一般職給与法の教育職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったものの準拠者のうち市町村長の認めたもの</p> <p>4 平成18年4月以後の一般職給与法の教育職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったものの準拠者のうち市町村長の認めたもの</p> <p>5 平成18年4月以後の一般職給与法の医療職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったものの準拠者のうち市町村長の認めたもの</p> <p>6 平成18年4月以後の一般職給与法の医療職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったものの準拠者のうち市町村長の認めたもの又は3級若しくは4級であったものの準拠者</p> <p>7 平成18年4月以後の一般職給与法の医療職俸給表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったものの準拠者のうち市町村長の認めたもの又は3級であったものの準拠者</p> <p>8 前各号に掲げる者に準ずるものとして市町村長の認めたもの</p>
第9号区分	<p>第1号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者</p>

様式第1号（第3条関係）

職 員 就 職 報 告 書

	市町村（組合）名		共済区分	職員番号
フリガナ			昭和	年 月 日
氏 名	男 女	生年月日	平成	(歳)
現 住 所	〒 市 町 村			
雇 用 形 態	(1) 特別職 (2) 一般職（常勤職員・任期付職員・臨時的任用職員・会計年度任用職員）			
就 職 （資格取得） 年 月 日	年 月 日	職 名		
定 年 年 齢	歳	就 職 時 の 給 料 表 種 別 給 料 の 月 額	(級 号 給 円 （給料の調整額 円含）	
任 期 満 了 日	年 月 日			
前	勤 務 先	在 職 期 間		退 職 手 当 支 給 の 有 無
		就 職 年 月 日	退 職 年 月 日	
				有・無
				有・無
歴				有・無
				有・無
上記のとおり報告します。				
年 月 日				
市町村（組合）長				<input type="checkbox"/>
茨城県市町村総合事務組合長 殿				

- (注) 1 常勤的非常勤職員の場合には、勤務日数証明書を添付すること。
2 雇用形態の(2)一般職は、該当する職種を○印で囲むこと。

様式第2号(第3条関係)

職員退職 失職・解職
免職・死亡 報告書

	市町村(組合)名	共済区分	職員番号
職名	フリガナ		
	氏名		
退職時の 給料表種別 給料の月額	(級 号給 職) 円 (給料の調整額 円含)	生年月日	昭和 年 月 日 平成 (歳)
特定減額 前日の 給料の月額	(級 号給 職) 円 (給料の調整額 円含)	役職定年月日	令和 年 月 日
		定年年齢	歳
		旧定年年齢	歳
現住所	〒 市 郡 町 村		
在職期間	就職 (資格取得) 年月日	年 月 日	年 月
	退職年月日	年 月 日	
退職事由	(1) 自己都合 (2) 勸奨 (3) 定年 (4) 任期満了 (5) 公務外傷病・死亡 (6) 公務上傷病・死亡 (7) 通勤傷病・死亡 (8) 整理 (9) 懲戒免職 (10) 分限免職 (11) 失職・解職 (12) 公務員等へ就職(通算) (13) 自己都合等(定年扱い) (14) 公務外傷病(定年扱い) (15) その他		
備考			
上記のとおり報告します。 年 月 日 市町村(組合)長 印 茨城県市町村総合事務組合長 殿			

- (注) 1 退職事由は、該当する事由を○印で囲むこと。また、失職・解職・免職等の場合は、根拠法規を備考欄に記入すること。
- 2 退職後、引き続き公務員等に就職した場合は、勤務先及び就職年月日を備考欄に記入すること。

様式第4号（第3条関係）

休 職
職 員 停 職 報 告 書
休 業 等

		市町村コード	市町村（組合）名			
職員番号	職員氏名	区分	期間	子の誕生日	備考	
	フリガナ 氏名		年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日 (第 子)		
	フリガナ 氏名		年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日 (第 子)		
	フリガナ 氏名		年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日 (第 子)		
	フリガナ 氏名		年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日 (第 子)		
	フリガナ 氏名		年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日 (第 子)		
	フリガナ 氏名		年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日 (第 子)		
	フリガナ 氏名		年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日 (第 子)		
	フリガナ 氏名		年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日 (第 子)		
	フリガナ 氏名		年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日 (第 子)		
<p>上記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">市町村（組合）長 印</p> <p>茨城県市町村総合事務組合長 殿</p>						

- (注) 1 「区分」には、休職等の種類（休職、停職、育児、自己啓発、育児短時間、高齢者部分、専従休職、配偶者同行）を記入すること。
- 2 育児休業の場合は、「子の誕生日欄」に、子の誕生日等を記入すること。

様式第5号（第3条関係）

職員変更報告書

		市町村コード	市町村（組合）名		
1	(現行)	職員番号	氏名	変更年月日	
				令和 年 月 日	
	(変更)	職員番号	氏名（フリガナ）	雇用形態	住 所
	新				〒
	旧				〒
2	(現行)	職員番号	氏名	変更年月日	
				令和 年 月 日	
	(変更)	職員番号	氏名（フリガナ）	雇用形態	住 所
	新				〒
	旧				〒
3	(現行)	職員番号	氏名	変更年月日	
				令和 年 月 日	
	(変更)	職員番号	氏名（フリガナ）	雇用形態	住 所
	新				〒
	旧				〒
4	(現行)	職員番号	氏名	変更年月日	
				令和 年 月 日	
	(変更)	職員番号	氏名（フリガナ）	雇用形態	住 所
	新				〒
	旧				〒
上記のとおり報告します。					
年 月 日					
市町村（組合）長 印					
茨城県市町村総合事務組合長 殿					

(注) 「雇用形態」は、常勤職員・任期付職員・臨時的任用職員・会計年度任用職員を記入すること。

様式第6号(第3条関係)

給与改正による一般負担金算出明細書

月 日に遡及し、本市町村(組合)職員の給与が下記のとおり改正されたので報告します。
年 月 日

市町村(組合)長



茨城県市町村総合事務組合長 様

職員番号	氏名	改正前			改正後			備考
		級・号給	給料月額 円	給料の 調整額 円	級・号給	給料月額 円	給料の 調整額 円	
		.			.			
		.			.			
		.			.			
		.			.			
		.			.			
		.			.			
		.			.			
		.			.			
		.			.			
		.			.			
		.			.			
		.			.			
		.			.			
		.			.			
		.			.			
		.			.			
		.			.			
		.			.			
		.			.			
		.			.			
		.			.			
		.			.			

(注) 退職者については、退職した月日を備考欄に記入すること。

様式第7号 (第3条関係)

給 料 月 額 表

市町村(組合)長



茨城県市町村総合事務組合長 殿

(年4月1日)

職員番号	職名	氏 名	級・号給	給料月額	7割給料月額	給料の調整額	上限調整額	備考
			・					
			・					
			・					
			・					
			・					
			・					
			・					
			・					
			・					
			・					
			・					
			・					
			・					
			・					
			・					
			・					
			・					
			・					
			・					
合 計								

(注) 上限調整額とは、管理監督職勤務上限年齢調整額をいう。

様式第7号の2(第3条の5, 第5条, 第8条関係)

退職手当の調整額に関する証明書

共済 区分	職員番号	職名			
氏名		生年月日	年 月 日		
調整額に係 る職員区分	期 間				月 数
第1号区分	年 月	～	年 月	月	月
	年 月	～	年 月	月	月
第2号区分	年 月	～	年 月	月	月
	年 月	～	年 月	月	月
第3号区分	年 月	～	年 月	月	月
	年 月	～	年 月	月	月
第4号区分	年 月	～	年 月	月	月
	年 月	～	年 月	月	月
第5号区分	年 月	～	年 月	月	月
	年 月	～	年 月	月	月
第6号区分	年 月	～	年 月	月	月
	年 月	～	年 月	月	月
第7号区分	年 月	～	年 月	月	月
	年 月	～	年 月	月	月
第8号区分	年 月	～	年 月	月	月
	年 月	～	年 月	月	月
第9号区分	年 月	～	年 月	月	月
	年 月	～	年 月	月	月
<p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">市町村(組合)長 印</p> <p>茨城県市町村総合事務組合長 様</p>					

様式第7号の3(第3条の9, 第3条の10, 第10条の5関係)

高齢者部分休業取得時間報告書

共済区分		職員番号		職 名	
フリガナ				生 年 月 日	年 月 日
氏 名					
高 齢 者 部 分 休 業 取 得 期 間				開 始 年 月 日	年 月 日
				終 了 年 月 日	年 月 日
高 齢 者 部 分 休 業 取 得 合 計 時 間				時 間	分
上記のとおり報告します。					
年 月 日					
市町村(組合)長					印
茨城県市町村総合事務組合長 様					

様式第8号(第5条関係)

退職手当請求書

年 月 日 本市町村(組合)を退職しましたので退職手当を支給されたく証拠書類を添え請求します。

市町村(組合)及び職名
現 住 所 〒

(フリガナ)
氏 名 印

退職手当 受給方法 (該当する□ にレ印を記 入すること。)	□口座振替	金融機関名		金融機関 コード	
		本支店名		店番号	
		預金種別	□普通預金 □当座預金		
	□隔地払	口座番号			
	金融機関名				
		本支店名			

年 月 日

茨城県市町村総合事務組合長 様

上記の退職手当の請求についてはその記載事項及び添付された書類が正当であることを証明します。

年 月 日

市町村(組合)長 印

様式第9号(第5条, 第8条関係)

履 歴 書

共済区分		職員番号					
フリガナ			性別	生年月日	年 月 日	職名	
氏 名	㊦		男 女				
年 月 日	事 項				発 令 庁		
休職・休業等に関する事項					1 なし		
					2 あり		
事由及び根拠法規			期 間				
			. . . ~ . . .		年 月		
			. . . ~ . . .				
			. . . ~ . . .				
育児休業に係る子の生年月日	第1子	年 月 日生	第2子	年 月 日生	第3子	年 月 日生	
上記のとおり相違ないことを証明する。							
年 月 日				市町村(組合)長		㊦	

様式第10号(第8条関係)

遺族退職手当請求書

(フリガナ)

市町村(組合)職名 氏 名

上記の者 年 月 日 在職中死亡しましたので遺族退職手当を支給されたく証拠書類を添え請求します。

職員との身分関係

現 住 所 〒

(フリガナ)

氏 名

印

退職手当 受給方法 該当する□ にレ印を記 入すること。	□口座振替	金融機関名		金融機関 コード		
		本支店名		店 番 号		
		預金種別	□普通預金 □当座預金			
		口座番号				
	□隔地払	金融機関名				
		本支店名				

年 月 日

茨城県市町村総合事務組合長 様

上記の遺族退職手当の請求についてはその記載事項及び添付された書類が正当であることを証明します。

年 月 日

市町村(組合)長

印

様式第11号(第8条関係)

総 代 者 選 任 届

現 住 所 _____
氏 名 _____ (印)
生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生
職員との続柄 _____

上記の者は, _____ 市町村(組合)職員 _____ の退職に係る退職手当を請求するに当たり, 下記の者全員の総代者であることを申し出します。

年 _____ 月 _____ 日

受給権同順位者

氏 名	現 住 所	生 年 月 日	職員との続 柄
(印)			
(印)			
(印)			
(印)			
(印)			

茨城県市町村総合事務組合長 様

様式第12号(第9条, 第10条関係)

勸 奨(整 理)証 明 書

職 名
氏 名

上記の者は市町村職員退職手当条例第6条(第5条)の規定により退職したことを証明します。

年 月 日

市町村(組合)長



茨城県市町村総合事務組合長 様

様式第12号の2 (第10条の2関係)

定年に関する証明書

		市町村(組合)名	共済区分	職員番号
フリガナ				
氏名			職名	
生年月日	年 月 日 (歳)			
退職年月日	年 月 日			
定年年齢	歳			
旧定年年齢	歳			
旧定年に達した年月日	年 月 日			
定年による退職年月日	年 月 日			
地方公務員法 第28条の3 の規定による 勤務延長期間	年 月 日～ 年 月 日		年 月	
	年 月 日～ 年 月 日		年 月	
	年 月 日～ 年 月 日		年 月	
上記のとおり相違ないことを証明します。				
年 月 日				
市町村(組合)長				印
茨城県市町村総合事務組合長 殿				

(注)「旧定年年齢」とは、「令和5年職員定年条例の一部改正条例」による改正前の定年年齢である。

様式第12号の3(第10条の4関係)

退職勸奨の記録

氏名	(男・女)	生年月日	年 月 日 (歳)
勤務公署・職名		採用年月日	年 月 日
給料月額	円 (職 級 号給)	退職年月日	年 月 日
		勤続期間	年 月
退職勸奨日 年 月 日	年 月 日	職員の応諾 年 月 日	年 月 日
退職勸奨の理由			
参考事項			
作成者の職名, 氏名及び印		㊟	

様式第12号の4(第10条の6関係)

特定基礎在職期間に係る職員の区分報告書

共済区分		職員番号		職 名	
氏 名				生 年 月 日	年 月 日
調 整 額 に 係 る 職 員 区 分	期 間				月 数
第 1 号 区 分	年 月	～	年 月	月	
	年 月	～	年 月	月	
第 2 号 区 分	年 月	～	年 月	月	
	年 月	～	年 月	月	
第 3 号 区 分	年 月	～	年 月	月	
	年 月	～	年 月	月	
第 4 号 区 分	年 月	～	年 月	月	
	年 月	～	年 月	月	
第 5 号 区 分	年 月	～	年 月	月	
	年 月	～	年 月	月	
第 6 号 区 分	年 月	～	年 月	月	
	年 月	～	年 月	月	
第 7 号 区 分	年 月	～	年 月	月	
	年 月	～	年 月	月	
第 8 号 区 分	年 月	～	年 月	月	
	年 月	～	年 月	月	
第 9 号 区 分	年 月	～	年 月	月	
	年 月	～	年 月	月	
<p>上記のとおり相違ないことを報告します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">市町村(組合)長 印</p> <p>茨城県市町村総合事務組合長 様</p>					

様式第13号 (第12条関係)

〒
様

年 月 日

茨城県市町村総合事務組合
組合長



退職手当裁定通知書

下記のとおり裁定し、退職手当を支給します。

		裁定番号	年度 一		
		裁定年月日	年	月	日
		支給年月日	年	月	日
退職者	所属所	職員番号			
	氏名	職名			
	住所	生年月日			
	1月1日住所	年齢	歳	定年年齢	歳
受給者	氏名	続柄			
	住所	納税地			
	振込口座	金融機関	店舗	預金種目	口座番号 振込金額
職歴・休停職	種別	就職(始期)年月日	退職(終期)年月日	除算割合	勤続期間
				/	年 月
				/	年 月
				/	年 月
				/	年 月
				/	年 月
				/	年 月
				/	年 月
				/	年 月
				/	年 月
除算期間計算			在職期間 合計	年 月	
1/1期間 年 月 1/2期間 年 月 1/3期間 年 月			除算期間 合計	年 月	
			勤続年数	年	
退職事由	適用条項				
退職時給料月額	退職時支給率	早期特例加算	算定給料月額	特定減額前給料月額	特定減額前日支給率
特定減額前算定給料月額	基本額	調整額	加算額	減算額	支給額
退職所得控除		所得税	市町村民税	都道府県民税	税額合計
勤続年数	年				
退職所得控除額	万円				
課税対象額					
貸付	物資	公立学校共済			控除額合計
			退職手当差引支給額		

退職手当裁定通知書

茨城県市町村総合事務組合

組合長



下記のとおり裁定し、退職手当を支給します。

		裁定番号	年度		—
		裁定年月日	年	月	日
		支給年月日	年	月	日
退職者	所属所	職員番号			
	氏名	職名			
	住所	生年月日			
受給者	1月1日住所	年齢	歳	定年年齢	歳
	氏名	続柄		旧定年年齢	歳
	住所	納税地			
	振込口座	金融機関	店舗	預金種目	口座番号 振込金額
職歴・休停職	種別	就職(始期)年月日	退職(終期)年月日	除算割合	勤続期間
				/	年 月
				/	年 月
				/	年 月
				/	年 月
				/	年 月
				/	年 月
				/	年 月
				/	年 月
				/	年 月
除算期間計算			在職期間 合計	年 月	
1/1期間 年 月 1/2期間 年 月 1/3期間 年 月			除算期間 合計	年 月	
			勤続年数	年	
退職事由	適用条項				
退職時給料月額	退職時支給率	早期特例加算	算定給料月額	特定減額前給料月額	特定減額前日支給率
特定減額前算定給料月額	基本額	調整額	加算額	減算額	支給額
退職所得控除		所得税	市町村民税	都道府県民税	税額合計
勤続年数	年				
退職所得控除額	万円				
課税対象額					
貸付	物資	公立学校共済			控除額合計
			退職手当差引支給額		
特別負担金計算内訳 組合負担金額：給料額（早期特例なし）×自己都合支給率					
特別負担金の計算	退職手当額	組合負担金額	増減額	特別負担金	

様式第14号(第16条関係)

市町村職員退職票交付申請書

1 元 所 属 所 職 氏 名	元所属所名	職 氏名					㊟
2 現 住 所							
3 退 職 年 月 日							
4 退 職 の 理 由							
5 在 職 期 間	年 月 日～ 年 月 日まで						
6 一般の退職手当等受給額							
7 失業に至ったてん末							
8 求 職 先 の 条 件	希望職種	①②	給 料 額	円			
	勤 務 地		勤 務 時 間	時～ 時まで			
	そ の 他 の 条 件						
9 退職前6箇月間に受けた給与額の合計	円						
退職の日以前六月間	前	給料額	地域手当又は暫定手当	扶 養 手 当	超 勤 手 当	通 勤 手 当	その他の手当の名称及び金額
	6月						
	5月						
	4月						
	3月						
	2月						
	1月						
	小計						
臨時の給与	期 末 手 当 額	円	勤 勉 手 当 額	円	そ の 他 の 臨 時 的 手 当	円	
	" 支 給 日	月 日	" 支 給 日	月 日	" 支 給 日	月 日	

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

市町村(組合)長



様式第15号（第16条関係）（表面）

市 町 村 職 員 退 職 票

① 年 月 日交付

		② 所属組合市町村名				
退職した職員	③ 氏名			④ 性別	男・女	
	⑤ 生年月日及び年齢			⑥ 年 月 日	歳	
	⑦ 住所又は居所			⑩ 勤続期間	年 月	
	⑧ 退職年月日	年 月 日	⑨ 給与形態	(A) 月給・旬給・週給等	⑪ 受給資格区分	(A) 一般受給資格
⑦ 就職年月日	年 月 日	(B) 日給・時間給・出来高払制等		(B) 高年齢受給資格		
⑧ 退職年月日	年 月 日			(C) 特例受給資格		
⑫ 失業者の退職手当算定の基礎となる給与総額	(A) 基本となる給与が月、週その他一定の期間によって定められている者		(B) 基本となる給与が、日、時間、出来高払制その他の請負制によって定められている者		⑬ 賃金日額算定の根拠及び額、基本手当の額、所定給付日数及び待期日数	
	退職の月前6月に支払われた給与の総額		退職の月前6月における労働日数	(イ) 日、時間、出来高払その他の請負制による給与	(ロ) 月、週その他の一定の期間によって定められていた給与	賃金日額 円
	1 俸給	円	月分	日	円	円
	2 扶養手当	円	月分	日	円	円
	3 地域手当（又はこれに相当する給与）	円	月分	日	円	円
	4 超過勤務手当	円	月分	日	円	円
	5 手当	円	月分	日	円	円
	6 手当	円	月分	日	円	円
	7 手当	円	月分	日	円	円
	8 手当	円	月分	日	円	円
9 手当	円	合 計		円	円	
10 手当	円					
合計	円					
⑭ 退職時に支給された一般の退職手当等の額	円	説明欄			⑮ 退職時の俸給月額	円
⑯ 退職事由	裏面のとおりに記載する。					
⑰ 上記の記載事項を確認する。	(退職した職員の氏名)				印	
上記のとおり証明する。	年 月 日	茨城県市町村総合事務組合長 印				
公共職業安定所記載欄	年 月 日 日求職申込手続を完了したことを証明する。					
	公共職業安定所長 認定事項					
	年 月 日	公共職業安定所長 氏名 印				

注意

- 退職した職員は記載した事項について誤りがあるときは、速やかに組合長に申し出て訂正を受けること。
- この票の交付を受けたときは、速やかに住所又は居所を管轄する公共職業安定所に出頭の上提出すること。ただし、退職後公共職業安定所に出頭しないまま退職の日の翌日から1年以内に再び職員となった場合には、この票を再就職した所属組合市町村長に提出すること。
- 基本手当の日額に相当する退職手当の支給を受けることのできる期間は、原則として、退職の日の翌日から1年間（これを支給期間という。）であること。その1年間に妊娠、出産、育児、疾病又は負傷等の理由で、引き続き30日以上職業に就くことができない者については、市町村職員退職手当条例施行規則第21条第2項に定める所定の期限までに公共職業安定所に届け出ることにより、これらの理由により職業に就くことができない日数を1年に加えた期間（最大限4年）となること。

様式第15号(裏面)

⑩ 退職事由			
【退職事由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合があり、適正に記入してください。】			
組合長 記載欄	退職者 記載欄	退 職 の 事 由	※公共職業安 定所記載欄
		1 定年又は任期満了によるもの	
	<input type="checkbox"/>	(1) 定年による退職(定年 歳)	
	<input type="checkbox"/>	(2) 任期満了による退職	
		2 所属組合市町村長からの働きかけ等によるもの	
	<input type="checkbox"/>	(1) 懲戒免職等処分	
	<input type="checkbox"/>	(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職	
	<input type="checkbox"/>	(3) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分	
	<input type="checkbox"/>	(4) 地方公務員法第28条第1項第1号又は第3号の規定による免職若しくはこれに準ずる処分	
	<input type="checkbox"/>	(5) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職若しくは過員を生じることによるもの	
	<input type="checkbox"/>	(6) 勤務していた公署又は事務所の移転により通勤困難となったことによる退職	
	<input type="checkbox"/>	(7) 勸奨退職	
	<input type="checkbox"/>	3 公務上の傷病による退職	
	<input type="checkbox"/>	4 職員の個人的な事情に起因する退職	
	<input type="checkbox"/>	(1) 職務に耐えられない体調不良, けが等があったため	
	<input type="checkbox"/>	(2) 妊娠, 出産, 育児等を行う必要があったため	
	<input type="checkbox"/>	(3) 家庭の事情の急変(父母の扶養, 親族の介護等)があったため	
	<input type="checkbox"/>	(4) 配偶者等との別居生活が継続困難となったため	
	<input type="checkbox"/>	(5) 転居により通勤困難となったため (新住所:)	
	<input type="checkbox"/>	(6) その他(具体的に)	
	<input type="checkbox"/>	5 その他(1-4のいずれにも該当しない場合)	
		具体的事情記載欄(組合長記載用)	

様式第16号（第17条関係）（表面）

支給番号		失業者退職手当受給資格証											
受給資格者	氏名							男・女	年齢	満歳			
	住所又は居所												
	退職年月日	年 月 日			退職事由								
	求職年月日	年 月 日			勤続期間								
	受給期間満了年月日	年 月 日			年 月								
待期日数	日			所定給付日数			日						
待期満了年月日	年 月 日			最初の失業認定日			年 月 日						
失業の認定日及び支給日	毎月	日			基本手当の日額			円					
公共職業訓練等	受講開始			技能習得手当	受講手当		日額		円				
	年 月 日				通所手当		月額		円				
	受講終了予定				寄宿手当		月額		円				
年 月 日					日 支給開始								
年 月 日					月 支給開始								
年 月 日					月 日 支給開始								
年 月 日 交付 茨城県水戸市笠原町978番26 茨城県市町村会館内 茨城県市町村総合事務組合長 印													
上記の者は、年 月 日求職の申込手続きを完了したことを証明する。 年 月 日 公共職業安定所長 印													
証明の年月日	失業の期間				職業安定所の証明印	証明の年月日	失業の期間				職業安定所の証明印		
月 日	月 日	日から	失業者を証明する	しこ	と	月 日	月 日	日から	失業者を証明する	しこ	と		
月 日	月 日	日まで	証明	す	と	月 日	月 日	日まで	証明	す	と		
月 日	月 日	日まで	証明	す	と	月 日	月 日	日まで	証明	す	と		
月 日	月 日	日まで	証明	す	と	月 日	月 日	日まで	証明	す	と		
月 日	月 日	日まで	証明	す	と	月 日	月 日	日まで	証明	す	と		
月 日	月 日	日まで	証明	す	と	月 日	月 日	日まで	証明	す	と		
月 日	月 日	日まで	証明	す	と	月 日	月 日	日まで	証明	す	と		
月 日	月 日	日まで	証明	す	と	月 日	月 日	日まで	証明	す	と		

(裏面)

(処 理 状 況)

月 日	失業認定日数又は 基本手当支給日数	支 給 金 額	摘 要	取扱者用
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				

注 意 事 項

- 1 この証は、基本手当に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから、受給期間満了年月日までは大切に保管すること。もし、この証をなくしたり、又は損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けること。
- 2 基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、あらかじめ管轄公共職業安定所にこの証を関係書類に添えて提出し、失業の認定を受けた後、所属市町村長に提出すること。

- 3 定められた失業の認定日に出頭しないときは、基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができなくなることがある。
- 4 基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間中に自己の労働によって収入を得たときは、その旨を必ず届け出ること。
- 5 偽りその他不正の行為(4の届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合も該当する。)によって基本手当に相当する退職手当の支給を受けたり、又は受けようとしたときは、以後基本手当に相当する退職手当を受けることができなくなるほか、その返還と一定の金額の納付を命ぜられ、又は処罰される場合がある。
- 6 氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、その後最初に出頭した失業の認定日に届書を提出すること。
- 7 所定給付日数は、受給期間満了年月日までの間に基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができる最大限の日数である。

様式第17号（第17条関係）（表面）

支給番号												
失業者退職手当特例受給資格証												
受給資格者	氏名							男・女	年齢	満歳		
	住所又は居所											
	退職年月日	年 月 日			退職事由							
	求職年月日	年 月 日			勤続期間							
	受給期間満了年月日	年 月 日			年 月							
待期日数	日			所定給付日数			日					
待期満了年月日	年 月 日			最初の失業認定日			年 月 日					
失業の認定日及び支給日	毎月	日			基本手当の日額			円				
公共職業訓練等	受講開始			技能習得手当	受講手当		日額		円			
	年 月 日				通所手当		月額		円			
	受講終了予定				寄宿手当		月額		円			
年 月 日					日 支給開始		月 支給開始		日 支給開始			
年 月 日 交付 茨城県水戸市笠原町978番26 茨城県市町村会館内 茨城県市町村総合事務組合長 印												
上記の者は、年 月 日求職の申込手続きを完了したことを証明する。 年 月 日 公共職業安定所長 印												
証明の年月日	失業の期間				職業安定所の証明印	証明の年月日	失業の期間				職業安定所の証明印	
月 日	月 日	月 日	日から	失業者を証明する		月 日	月 日	月 日	日から	失業者を証明する		
月 日	月 日	月 日	日まで	証明		月 日	月 日	月 日	日まで	証明		
月 日	月 日	月 日	日まで	証明		月 日	月 日	月 日	日まで	証明		
月 日	月 日	月 日	日まで	証明		月 日	月 日	月 日	日まで	証明		
月 日	月 日	月 日	日まで	証明		月 日	月 日	月 日	日まで	証明		
月 日	月 日	月 日	日まで	証明		月 日	月 日	月 日	日まで	証明		
月 日	月 日	月 日	日まで	証明		月 日	月 日	月 日	日まで	証明		
月 日	月 日	月 日	日まで	証明		月 日	月 日	月 日	日まで	証明		

(裏面)

(処 理 状 況)

月 日	失業認定日数又は 基本手当支給日数	支 給 金 額	摘 要	取扱者用
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				

注 意 事 項

- 1 この証は、基本手当に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから、受給期間満了年月日までは大切に保管すること。もし、この証をなくしたり、又は損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けること。
- 2 基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、あらかじめ管轄公共職業安定所にこの証を関係書類に添えて提出し、失業の認定を受けた後、所属市町村長に提出すること。

- 3 定められた失業の認定日に出頭しないときは、基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができなくなることがある。
- 4 基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間中に自己の労働によって収入を得たときは、その旨を必ず届け出ること。
- 5 偽りその他不正の行為(4の届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合も該当する。)によって基本手当に相当する退職手当の支給を受けたり、又は受けようとしたときは、以後基本手当に相当する退職手当を受けることができなくなるほか、その返還と一定の金額の納付を命ぜられ、又は処罰される場合がある。
- 6 氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、その後最初に出頭した失業の認定日に届書を提出すること。
- 7 所定給付日数は、受給期間満了年月日までの間に基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができる最大限の日数である。

様式第17号の2(第17条関係)

受給資格者氏名(住所等)変更届

新氏名			
1 氏名	フリガナ		
	新		
	旧		
2 住所又は居所	新		
	旧		
3 生年月日	年 月 日	4 変更年月日	年 月 日
市町村職員退職手当条例施行規則第17条第2項の規定により上記のとおり届けます。 年 月 日 茨城県市町村総合事務組合長 殿 受給資格者氏名 _____ (印) 支給番号() 電話番号()			
備考			

注意事項

- 1 氏名のみを変更したときは、標題中「住所等」の文字を抹消すること。この場合には、2欄には記載しないこと。
- 2 住所又は居所のみを変更したときは、標題中「氏名」の文字を抹消すること。この場合には、1欄は記載しないこと。
- 3 3・4欄の下の「受給資格者氏名」欄については、氏名を記載し押印すること。
- 4 この届出には、変更の事実を証明することができる官公署が発行した書類(例えば住民票)を添えること。

様式第18号(第18条関係)

市 町 村 職 員 在 職 票

① 年 月 日交付

退職した職員	② 氏 名		③性 別	男・女
	④ 生年月日及び年齢	年 月 日	満 歳	
	⑤ 住 所 又 は 居 所			
	⑥ 就 職 年 月 日	年 月 日		
	⑦ 退 職 年 月 日	年 月 日		
	⑧ 勤 続 期 間	年 月		
	⑨ 退 職 時 の 身 分 又 は 雇 用 区 分			
⑩ 上記の事項を確認する。				印
上記のとおり在職していたことを証明する。				
⑪ 所 属 市 町	所 在 地			
	名 称			
⑫ 所属市町村長の氏名印				印

(裏面)

退職した職員の注意事項

- 1 記載事項に相違ないと認めるときは⑩欄に氏名を記載して印を押すこと。なお、記載事項について誤りがあるときは、速やかに所属市町村長に申し出て訂正を受けること。
- 2 退職の日の翌日から起算して1年以内に再び職員となった場合には再就職した所属市町村長に提出すること。
- 3 この証は1年間大切に保管すること。

所属市町村長の記載心得

- 1 職員が基本手当，高年齢求職者給付金又は特例一時金に相当する退職手当の受給資格を得られずに退職した場合には，所属市町村長はこの証に所定の事項を記載し，正副2通作成し，うち1通に印を押した上退職した職員に交付し，1通(写し)を保管しておくこと。
- 2 記載上の注意
 - ①欄には，この証を職員に交付した年月日を記載すること。
 - ②欄には，退職した職員の氏名を記載すること。
 - ③欄には，退職した職員の性別について男女のいずれかに○印を付けること。
 - ④欄には，退職した職員の生年月日及び満年齢を記載すること。
 - ⑤欄には，退職した職員の住所又は居所を記載すること。
 - ⑥欄には，退職した職員の退職前引き続いて地方公務員等として勤務し始めた就職の年月日を記載すること。
 - ⑦欄には，退職した職員の退職した年月日を記載すること。
 - ⑧欄には，退職した職員の⑥欄から⑦欄までの期間及び条例第2条第1項に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない者については，同条第2項に規定する勤務した日の引き続いた期間を記載すること。
 - ⑨欄には，退職した職員の退職時の身分又は雇用区分を記載すること。
 - ⑩欄には，この証を交付する所属市町村の所在地，電話及び名称を記載すること。
 - ⑪欄には，所属市町村長の氏名を記載し，その印を押すこと。

受給期間延長等申請書

① 申請者	氏名		性別	男・女	受給資格 証番号	
	住所又は 居所					
② 退職年月日	令和 年 月 日					
③ この申請書を提出 する理由	ア 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため イ 事業を開始等したため 具体的理由 ()					
④ ③のアの理由が疾 病又は負傷の場合	傷病の 名称		診 療 担 当 者			
⑤ 職業に就くことが できない期間又は事 業を実施する期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで					
市町村職員退職手当条例施行規則第 21 条第 1 項・第 21 条の 4 第 1 項の規定により上記の とおり申請します。 令和 年 月 日 茨城県市町村総合事務組合長 殿 申請者 氏名 ㊟						
※ 処 理 欄	延長期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで					

注意

- この申請は、組合長に受給資格証（受給資格証の交付を受けていない場合は、退職票）を添えて提出すること。
- ⑤欄の期間が3年を超えるときは、最大限3年間まで認められるものである。
- ※印欄には、記載しないこと。

様式第 20 号 (第 21 条, 第 21 条の 4 関係)

受給期間延長等通知書

申請者氏名		受給資格証番号	
申請受理年月日	令和 年 月 日		
受給期間延長等の理由	ア 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため イ 事業を開始等したため 具体的理由 ()		
職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		
延長等後の受給期間満了年月日	令和 年 月 日		
市町村職員退職手当条例施行規則第 21 条第 5 項・第 21 条の 4 第 3 項の規定により上記のとおり受給期間を延長等する。 令和 年 月 日 茨城県水戸市笠原町 978 番 26 茨城県市町村会館内 茨城県市町村総合事務組合長			

印

注意

- この通知書は、基本手当に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから、大切に保管すること。
- 受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつたとき（例えば、申請書を提出する理由や期間に変更があつたとき）には、速やかにその旨を申し出るとともに、この通知書を提出すること。
- 受給期間延長等の理由がやんだときは、速やかにその旨を届け出るとともに、受給資格証（受給資格証の交付を受けていない場合には、退職票）に添えてこの通知書を提出すること。

失業認定申告書

(該当のところへ○印を付け必要な事柄を記載してください。)

①失業の認定を受けようとする期間中に、就職、就労、内職又は手伝いをしましたか。	ア した	月	1	2	3	4	5	6	7	月	1	2	3	4	5	6	7
	就職又は就労をした日は○印、内職又は手伝いをした日は×印を右のカレンダーに記載してください。		8	9	10	11	12	13	14		8	9	10	11	12	13	14
			15	16	17	18	19	20	21		15	16	17	18	19	20	21
			22	23	24	25	26	27	28		22	23	24	25	26	27	28
			イ しない	29	30	31					29	30	31				
②内職又は手伝いをして収入を得た人は、収入のあった日、収入額、その額が何日分の収入か記入してください。		収入のあった日	月	日	収入額	円	何日分収入か	日分									
		収入のあった日	月	日	収入額	円	何日分収入か	日分									
③失業の認定を受けようとする期間中に引き続いて就職先を探しましたか。																	
ア 探した	(1)求職活動をどのような方法で行いましたか。																
	求職活動の方法	活動日	利用した機関の名称				求職活動の内容										
	(ア) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介等																
	(イ) 職業紹介事業者による職業相談、職業紹介等																
	(ウ) 労働者派遣機関による派遣就業相談等																
(2) (1)の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合には、下欄に記載してください。																	
事業所名、部署	応募日	応募方法	職種	応募の動機				応募の結果									
				(ア) 知人の紹介 (イ) 新聞広告 (ウ) 就職情報誌 (エ) インターネット (オ) その他													
				(ア) 知人の紹介 (イ) 新聞広告 (ウ) 就職情報誌 (エ) インターネット (オ) その他													
イ 探さなかった (その理由を具体的に記載してください。)																	
④今、公共職業安定所から自分に適した仕事を紹介されれば、すぐに応じられますか。	ア 応じられる	応じられない理由は何ですか。 (ア) 病気やけがなどの健康上の理由 (イ) 個人的又は家庭的事情のため(例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事都合のため) (ウ) 就職をしたため又は就職予定があるため (エ) 自営業を開始したため又は自営業開始の予定があるため (オ) その他()															
	イ 応じられない																
⑤就職若しくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記入してください。	ア 就職	(1) 公共職業安定所紹介 (2) 地方公共団体又は職業紹介事業者紹介 (3) 自己就職	(就職先事業所)														
	イ 自営	月 日から就職(予定) 月 日から自営業開始 (予定)															
<p>市町村職員退職手当条例施行規則第22条の2第1項の規定により上記のとおり申告します。</p> <p>年 月 日</p> <p>茨城県市町村総合事務組合長 殿</p> <p>受給資格証番号() 受給資格者氏名</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>																	

様式第21号(第22条の2関係)(裏面)

注意事項

- 1 この申告書は、受給資格証に添えて組合長に提出すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、基本手当に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額と更にそれに加えて一定の金額の納付を命じられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 3 ①欄及び③欄の「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の失業の認定日から今回の認定日(この申告書を提出する日)の前日までの期間をいう。ただし、今回の認定日が求職申込み後初めての認定日である場合は、求職申込みの日から今回の認定日の前日までの期間をいう。
- 4 ①欄の「就職」又は「就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの(4時間未満であっても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐに応じられない場合は就職又は就労となります。)をいうものである。なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになるものである(無償のボランティア活動など下記5に該当するものを除く。)
- 5 ①欄及び②欄の「内職又は手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であってもそれによって収入を得た場合、すなわち事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いた場合又はボランティア活動をした場合などで、原則として1日の労働時間が4時間未満(雇用保険の被保険者となる場合を除きます。)であって、「就職」又は「就労」とはいえない程度のもの(1日の労働時間が4時間以上であっても、1日当たりの収入額が賃金日額の最低額未満の場合はこれに含まれることがあります。)をいうものである。
なお、「内職又は手伝い」による収入を得ていない場合も①欄に記載すること。
- 6 ③欄のイに○印を付けた人は、③欄の表に必要な事柄を具体的に記載すること。
- 7 ③の(2)欄には、③の(1)欄の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合に、応募した事業所名等を記載すること。
なお、「事業所名、部署」欄には、事業所名及び部署名のほか、その部署の電話番号を併せて記載すること。また、「応募方法」欄には、書類の郵送、直接の訪問など求人に応募した方法を具体的に記載すること。
- 8 ④欄のイの(オ)その他に○印を付けた人は、公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を()の中に具体的に記載すること。

様式第22号(第22条の2関係)

失業者の退職手当支給請求書

今回の請求日数 (第 回)	自 年 月 日 至 年 月 日	日間	
退職年月日	年 月 日		
求職申込年月日	年 月 日		
所定給付日数		日	
基本手当の日額		円	
待期日数		日	
前回の給付日数 (第 回)	自 年 月 日 至 年 月 日	日間	
退職手当 支給方法 該当する□ にレ印を記 入すること。	□口座振替	金融機関名	
		本支店名	店番号
		預金種別	□普通預金 □当座預金
		口座番号	
	□隔地払	金融機関名	
		本支店名	
上記のとおり失業者の退職手当の支給を請求します。			
年 月 日			
市 住 所 町 村 (ふりがな) 組合 氏 名			
(満 歳)			
茨城県市町村総合事務組合長 殿			

公共職業訓練等受講届

① 受給資格者に関する事項	氏名					受給資格証番号		
	住所又は居所							
② 公共職業訓練等に関する事項	(1) 種類	1 公共職業訓練	2 雇用保険法第 63 条第 1 項第 3 号の講習及び訓練	3 障害者の雇用の促進等に関する法律第 13 条の適応訓練	4 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第 25 条 1 項の計画に準拠した同項第 3 号に掲げる訓練	5 雇用保険法第 6 条第 5 号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの	6 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第 4 条第 2 項に規定する認定職業訓練	
	(2) 職種			(3) 期間			(4) 昼夜間の別	昼間・夜間
	(5) 受講開始年月日	令和 年 月 日			(6) 終了予定年月日	令和 年 月 日		
	この欄の記載事実と誤りのないことを証明する。 令和 年 月 日 (公共職業訓練等の施設の長の職 氏名) 印							
③ 寄宿に関する事項	(1) 寄宿の事実	有・無		(2) 寄宿開始年月日	令和 年 月 日			
	(3) 寄宿前の住所又は居所							
	(4) 家族の状況	氏名	受給資格者との続柄	年齢	職業	同居・別居の別	別居している者の住所又は居所	
				歳	有・無	同居・別居		
				歳	有・無	同居・別居		
				歳	有・無	同居・別居		
				歳	有・無	同居・別居		
				歳	有・無	同居・別居		
			歳	有・無	同居・別居			
④ 公共職業訓練等の受講を指示した公共職業安定所名								
市町村職員退職手当条例施行規則第 23 条第 1 項の規定により上記のとおり届けます。 令和 年 月 日 受給資格者氏名 印 茨城県市町村総合事務組合長 殿								
※ 処理欄	基本手当	寄宿手当	証明認定					

(裏面)

注 意 事 項

- 1 この届書には、受給資格証を添えること。
- 2 この届書に記載された事項に変更があったときは、速やかに組合長に届け出ること。この場合においては、所要の証明書を添えること。
- 3 記載上の注意
 - ア ③欄の(4)の事項については、市町村長の証明書を添えることを命じられることがあること。
 - イ ※印欄には、記載しないこと。

様式第24号(第23条関係)

公共職業訓練等通所届

順路	①通所方法の別	②区 間	③距 離 (概算)	④乗車券等 の種類	⑤左欄の乗車 券等の額 (1箇月分)	⑥備 考
1		住居から(経 由) まで	キロメートル		円	
2		から() まで	キロメートル		円	
3		から() まで	キロメートル		円	
4		から() まで	キロメートル		円	
5		から() まで	キロメートル		円	
6		から() まで	キロメートル		円	
計			キロメートル		円	
⑦届出理由 1新 規 2住所又は居所の変更 3通所経路の変更 4通所方法の変更 5運賃等の負担額の変更 上記事実の発生年月日 年 月 日 上記の記載事実に誤りのないことを証明する。 年 月 日 (公共職業訓練等の施設の長の職氏名) 印						
市町村職員退職手当条例施行規則第23条第1項の規定により上記のとおり届けます。 年 月 日 茨城県市町村総合事務組合長 殿 受給資格者 住所 氏名 受給資格証番号() 印						
※ 処 理 欄	該 当	ア交通機関等利用 イ自転車等利用		(ア)通所不便の者 (イ)(ア)以外の者		
	非 該 当 理 由					
	通 所 手 当 の 月 額	決 定 年 月 日				
	円	年 月 日				

注意

- この届書には、通常行っている通所の実情のみを記載し、例外的な方法等は記載しないこと。
- ①欄には、通所の順路に従い、徒歩、自転車、国電〇〇線等の別を記載すること。
- ④欄は、1箇月定期券、10枚綴回数券、優待乗車券等の別を記載すること。
- ⑤欄には、④欄の乗車券等を使用して1箇月間通所する場合に要する運賃等の額を記載すること。なお、定期券によらない場合は、通所21回分の運賃等の額を記載すること。
- ⑥欄には、定期券によらない場合にはその理由、回数券による場合にはその片道及び月間の使用枚数、往路と帰路と異なる場合はその旨及び理由等を記載すること。
- ⑦欄はその届書を提出する主な理由に該当するものの番号を○で囲むこと。
- ※印欄には、記載しないこと。

様式第25号（第24条関係）（表面）

公共職業訓練等受講証明書

（必ず裏面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

支給番号			未支給区分（1 未支給，空欄 未支給以外）							
待期満了年月日	年 月 日									
支給期間	初日	年 月 日		末日	年 月 日					
認定日数		受講日数		通所日数		寄宿日数				
内職（労働日数，収入額）			円	就業手当支給日数						
1 受講者氏名				2 証明対象期間	年 月					
3 訓練受講職種										
4 右のカレンダーに該当する印をつけてください。 (1) 公共職業訓練等が行われなかった日（日・祝日等） =印 (2) 公共職業訓練等を受けなかった日のうち イ 疾病又は負傷による場合 ○印 ロ イ以外でやむを得ない理由がある場合 △印 ハ やむを得ない理由がない場合 ×印				1	2	3	4	5	6	7
				8	9	10	11	12	13	14
				15	16	17	18	19	20	21
				22	23	24	25	26	27	28
				29	30	31				
5 特記事項										
上記の記載事実に戻りのないことを証明する。 年 月 日 （公共職業訓練等の施設の長の職氏名） 印										
6 2の期間中に就職，就労，内職又は手伝いをしましたか。						イ した	ロ しない			
7 2の期間中に内職又は手伝いをして収入を得ましたか。						イ 得た	ロ 得ない			
8 寄宿の有無	有（ ）・無									
上記のとおり申告します。 年 月 日 受講者氏名 _____ 印 支給番号（ _____ ） 茨城県市町村総合事務組合長 殿										
※ 連絡事項										
備考										

(裏面)

注 意 事 項

- 1 公共職業訓練等を受けなかった日がある場合は、具体的事情その他必要な事項を5欄に記載すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。
- 3 6欄及び7欄は、該当する記号を○で囲むこと。なお、6欄又は7欄においてアを○で囲んだ者は、その内容を失業認定申告書により申告すること。
- 4 6欄及び7欄の「2の期間」は、公共職業訓練等受講開始前及び受講修了後の期間を除くものであること。
- 5 6欄の「就職」又は「就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合若しくは自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、1日の労働時間が4時間以上のもの(4時間未満であっても雇用保険の被保険者となる場合は就職又は就労となります。)、又は日雇労働者として臨時に労働したり会社の役員になったりした場合等をいうものであること。なお、賃金などの報酬がなくても就職又は就労したことになるものであること。
- 6 6欄及び7欄の「内職」又は「手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であってもそれによって収入を得た場合又はボランティア活動をした場合などであって、他人の仕事の手助けをした場合などあなたが働いた場合で、「就職」又は「就労」とはいえない程度のものをいうものであること。なお、「内職」又は「手伝い」による収入を得ていない場合も含むものであること。
- 7 8欄には、該当するものを○で囲むこと。なお、「有」を○で囲んだ者であって「別居して寄宿していない日」があるときは、その日及び理由を()内に記載すること。
- 8 8欄の下の受講者氏名については、氏名を記載し押印すること。
- 9 ※印欄には、記載しないこと。

傷病手当に相当する退職手当支給申請書

				受給資格証番号								
申請者	① 氏名		② 性別	男・女	③ 生年月日	年	月	日				
診療担当者	④ 傷病の名称及びその程度											
	⑤ 初診年月日		年	月	日							
	⑥ 傷病の経過		年	月	日	治ゆ、転医、中止、継続中						
	⑦ 傷病のため職業に就くことができなかったと認められる期間		年	月	日から	}	日間					
		年	月	日まで								
の証明	⑧ 上記のとおり証明する。											
	年 月 日		診療機関の所在地及び名称		電話番号		⑨					
支給申請期間	⑨ 同一の傷病により受けることができる給付		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)		
	⑩ ⑨の給付を受けることができる期間		年	月	日	から	年	月	日まで	日間		
	⑪ 傷病手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間		年	月	日	から	年	月	日まで	日間		
⑫ 内職若しくは手伝いをした日又は収入のあった日、その額等を記入してください。		内職又は手伝いをした日		収入のあった日		月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分	
		月 月 月		収入のあった日		月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分	
		日 日 日		収入のあった日		月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分	
市町村職員退職手当条例施行規則第25条第1項の規定により、上記のとおり傷病手当に相当する退職手当の支給を申請します。												
		年 月 日		申請者氏名								⑬
		茨城県市町村総合事務組合長		殿								
※処理欄		支給期間		年	月	日から	年	月	日までの	日間		

(裏面)

- 1 この申請書は、組合長に提出すること。
- 2 この申請書には、受給資格証を添えること。
- 3 ⑨欄は、⑦欄の期間のうち、同一の傷病により受けることができる給付について、次の区分に従って該当するものの番号(2以上の給付を受けることができる場合には、その受けることができるすべての給付の番号)を○で囲むこと。
 - (1) 健康保険法による傷病手当金
 - (2) 労働基準法による休業補償又は労働者災害補償保険法による休業補償給付若しくは休業給付
 - (3) 船員法による傷病手当
 - (4) 国家公務員災害補償法又は地方公務員災害補償法による休業補償その他法令により国家公務員等に対して支給されるこれに相当する給付
 - (5) 国家公務員共済組合法その他各種の共済組合法による傷病手当
 - (6) 国民健康保険法による傷病手当金
 - (7) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による休業給付その他法令により公務の遂行に協力した者に対して支給されるこれに相当する給付
 - (8) 公害健康被害の補償等に関する法律による障害補償費
- 4 ⑩欄には、⑦欄の期間のうち、⑨欄の給付を受けることができる期間を記載すること。なお、⑨欄で2以上の番号を○で囲んだ場合は、その給付が受けることができる期間を、それぞれの番号の順に記載すること。
- 5 ⑪欄には、⑦欄の期間中において、内職若しくは手伝いをした場合又は内職若しくは手伝いによる収入を得た場合に記載すること。「内職若しくは手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であってもそれによって収入を得た場合、すなわち他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いたりした場合であって、「就職又は就労」とはいえない程度のものをいうものであること。
- 6 ⑫欄の下の申請者氏名については、氏名を記載し押印すること。
- 7 ※印欄には、記載しないこと。

認定日時 月 日 時から 時まで		高年齢受給資格者 特例受給資格者 失業認定申告書 (該当のところへ○印を付け、必要な事柄を記載して下さい。)	
① 失業の認定を受けようとする期間中に、就職又は就労をしましたか。	イ した	就職又は就労した月日を記載してください。	
	ロ しない		
② 失業の認定を受けようとする期間中に、就職先を探しましたか。	イ 探した	どのような方法で探しましたか。 (イ) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介等 (ロ) 職業紹介事業者による職業相談、職業紹介等 (ハ) 派遣元事業主による派遣就業相談等 (ニ) 公的機関等による職業相談等、職業紹介等 (ホ) 知人の紹介による求人への応募 (ヘ) 新聞広告による求人への応募 (ト) 就職情報誌による求人への応募 (チ) インターネットによる求人への応募 (リ) その他()	
	ロ 探さなかった	(その理由を具体的に記載して下さい。)	
③ 今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。	イ 応じられる		
	ロ 応じられない	応じられない理由は何ですか。 (イ) 病気やけがなど健康上の理由 (ロ) 個人的又は家庭的事情のため(例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事の都合のため) (ハ) 就職をしたため又は就職予定があるため (ニ) 自営業を開始したため又は自営業開始の予定があるため (ホ) その他()	
④ 就職もしくは自営業を開始した人又はその予定がある人が記入してください。	イ 就職	(1) 公共職業安定所紹介 (2) 地方公共団体又は職業紹介事業者紹介 (3) 自己就職 月 日より就職(予定)	(就職先事業所)
	ロ 自営	月 日より自営業開始(予定)	
上記の記載事実に誤りのないことを証明する。 年 月 日 公共職業安定所長			
上記のとおり申告します。 年 月 日 高年齢(特例)受給資格証番号() 高年齢(特例)受給資格者氏名 茨城県市町村総合事務組合長 殿			
※公共職業安定所記載欄	連絡事項		取扱者印

(裏面)

注 意 事 項

- 1 この申告書は、失業の認定が受けるときに、必ず本人が提出すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならぬ事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、高年齢求職者給付金又は特例一時金に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命じられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 3 「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の安定所に出頭した日から認定日(この申告書を提出する日)までの期間をいう。
- 4 ①欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの(4時間未満であっても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐに応じられない場合は就職又は就労となります。)をいうものである。なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになるものである。
- 5 ②欄のイに○印を付けた人は、②欄の表に必要な事柄を具体的に記載すること。
- 6 ③欄のロの(ホ)その他に○印を付けた人は、安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を()の中に具体的に記載すること。
- 7 ※印欄には、記載しないこと。

様式第28号（第27条関係）（表面）

就業手当に相当する退職手当支給申請書

1 申請者	氏名		住所	〒 (電話)	
2 就職先の事業所(下記3①の場合のみ記載)	名称		事業所番号		
	所在地	〒 (電話)			
3 職業に就いた日等について記載してください。(記載に当たっては裏面の注意書きをよくお読みください。)	① 一の雇用契約の期間が7日以上である場合				
	イ 一週間の所定労働時間 時間 分	ロ 雇用年月日 年 月 日			
	ハ 雇用期間 (イ) 定めなし → (ロ) 定めあり ←	年 月 日まで (年 月 日)			
	ニ 支給対象期間中の就業日数 合計 日				
	② ①以外の就業				
	イ 就業先の事業所等 (電話)	ロ 就業期間	ハ 就業日数	ニ 就業内容	
(電話)		日			
(電話)		日			
(電話)		日			
(電話)		日			
		合計	日		
上記2及び3①の記載事実誤りに誤りのないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 (法人のときは名称及び代表者氏名) 印					
4 上記2及び3の事業所の事業主は、支給資格に係る離職前の事業主(関連事業主を含む。)であるか否か	イ 離職前事業主である ロ 離職前事業主ではない				
5 申請に係る就業について、安定所への求職の申込みの日前に雇用の予約があったか否か	イ 雇用の予約があった ロ 雇用の予約はない				
6 申請に係る就業について、離職理由による給付制限期間中の最初の1カ月である場合に、安定所、地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介を受けましたか	イ 紹介を受けた ロ 紹介を受けてない				
職業紹介事業者の名称 (電話)					
規則第27条第1項の規定により上記のとおり就業手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 申請者氏名 印 茨城県市町村総合事務組合長 殿					
次回申請日	※ 処理欄	支給金額	日	備考	
月 日まで		支給決定年月日	年 月 日		

様式第28号(裏面)

注 意 事 項

- 1 この申請書は、原則として、失業の認定を受けようとする期間(前回の失業の認定日から今回の認定日の前日までの期間。認定対象期間=支給対象期間(就業手当に相当する退職手当等)中に職業に就いた(就業した)場合(注)、その失業の認定を受ける日(認定日=確認日(就業手当に相当する退職手当等))に失業認定申告書と一緒に受給資格者証を添えて提出すること。

ただし、就職して被保険者資格を取得した場合など、その就職以後失業の認定を受ける必要のない方については、その後の支給申請を支給対象期間ごとに行うこととした場合の確認日から次の確認日の前日までの間に代理人又は郵送によって申請しても差し支えないこと(この場合、「次回申請日」欄を確認の上、その日までに支給申請を行うこと。)。ただし、代理人による申請の場合は、委任状が必要となる。

- (注) 就業手当に相当する退職手当の支給対象となる就業に就いた(就業した)場合とは、失業認定申告書裏面注意書き4に記載した「就職又は就労」に該当し、かつ、安定した職業(※)以外に就業した場合をいう。

(※ここでいう「安定した職業に就いたこと」とは、「1年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められる職業に就き、又は事業(その事業により受給資格者が自立することができる組合長が認めたものに限る。)を開始したこと」をいう。)

この就業手当に相当する退職手当の支給対象となる「就業」に当たるか否かについて疑問がある場合には、組合事務局に問い合わせること。

- 2 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。

- 3 2の「就職先の事業所」欄には、3の①の「一の雇用契約の期間が7日以上である場合」(注)に該当する場合に記入すること。また、記載内容を証明する書類(雇用契約書、雇入通知書等)の写しを添付すること。

(注) 「一の雇用契約の期間が7日以上である場合」とは、上記1の注意書きに掲げた就業であって、7日以上期間について雇用契約を締結して就業する全ての場合をいうこと。

- 4 事業主は、「就職して被保険者資格を取得した場合などその就職以後失業の認定の必要のない方」であって、郵送又は代理人による申請が認められる場合について、2及び3の①欄の記載内容の証明を行うこと。この場合、事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還とさらにそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。

- 5 3の②欄には、3の①欄に該当する就業以外のすべての就業について以下の要領で記入すること。

「イ 就業先の事業所等」欄には、就業先の事業所等(自宅であれば「自宅」と記載。自営準備活動を行った場合など特定できないものは記載不要)とその電話番号(自宅の場合は記載不要)を記入すること。

「ロ 就業期間」欄には、その就業した日について「イ 就業先の事業所等」ごとにすべて記入すること(記入例:「5月12日から5月15日まで」を雇用契約期間として就業した場合は、「5/12~5/15」と記入。「5月1日、5月4日、5月10日」の日ごとに就業した場合は、「5/1、5/4、5/10」と記入。)

「ハ 就業日数」欄には、「イ 就業先の事業所等」ごとに就業した日数の合計を記入し、「合計」欄には支給対象期間中の就業日数の合計を記入すること。

「ニ 就業の内容」欄には、その就業の具体的な内容を簡潔に記入すること。

- 6 この申請書には、就業したことを証明する給与明細書などの資料の写しを添付すること。

- 7 4及び5欄は、雇用契約を締結して就業する場合に該当するものを○で囲むこと。

この場合、4欄の「関連事業主」とは、あなたが就業した事業所が一定の資本の状況から見て離職前の事業主と密接な関係にあるもの(出資等の割合が50%を超えるもの)である他の事業主のことをいう。

この「関連事業主」に当たるか否かについて疑問がある場合には、組合事務局に問い合わせること。

- 8 6欄は、離職理由による給付制限を受けている場合には、その期間中の最初の1カ月間について該当するものを○で囲むこと。この場合、申請に係る就業について、職業紹介事業者から紹介を受けて就業したものであるときには、その職業紹介事業者の名称と電話番号を記入すること。

なお、「地方公共団体」とは、職業安定法の規定に基づき職業紹介事業を行う地方公共団体のことをいい、「職業紹介事業者」とは、厚生労働大臣の許可を受け、又は厚生労働大臣に届出をして職業紹介事業を行う者のことをいう。

- 9 ※印欄には、記載しないこと。

様式第28号の2(第27条関係)

再就職手当に相当する退職手当支給申請書

① 申請者	氏名		住所	〒		(電話)	
-------	----	--	----	---	--	------	--

事業主の証明	② 就職先の事業所 (開始した事業)	名称		事業所番号				
		所在地	(電話)					
		事業の種類						
	③ 雇入年月日 (事業開始年月日)	年	月	日	④採用内定年月日	年	月	日
	⑤ 職種				⑥一週間の所定労働時間	時間	分	
⑦ 賃金月額	万	千円	⑧雇用期間	イ 定めなし ロ 定めあり → 年 月 日まで (年 カ月) 契約更新条項(イ 有 ロ 無) 1年を超えて雇用する見込み(イ 有 ロ 無)				
⑨ 上記の記載事実と誤りのないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 (法人のときは名称及び代表者氏名)								

⑩	③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	イ	再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。
		ロ	再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。

規則第27条第1項の規定により上記のとおり再就職手当に相当する退職手当の支給を申請します。

年 月 日

申請者氏名



茨城県市町村総合事務組合長 殿

※処理欄	所定給付日数		日	備考
	支給残日数		日	
	支給金額		円	
	支給決定年月日	年	月	

(裏面)

注 意 事 項

- 1 この申請書は、③欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して1箇月以内に、組合長に提出すること。
- 2 この申請書には、受給資格証を添えること。
- 3 雇用された受給資格者にあつては、①から⑩までの欄に記入し、事業を開始した受給資格者にあつては、①から③まで及び⑩の欄に記載すること。
- 4 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 5 ⑧欄は、該当する記号を○で囲むこと。また、「ロ 定めあり」を○で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載するとともに、契約更新条項の有無及び1年を超えて雇用する見込みの有無について該当するものの記号をそれぞれ○で囲むこと。
- 6 ⑩欄は、該当する記号を○で囲むこと。
- 7 事業主は、⑨欄の証明を行うとともに、速やかに雇用保険被保険者資格取得届の提出を行うこと。
- 8 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 9 ※印欄には、記載しないこと。

※ 組 合 記 載 欄

様式第28号の3(第27条関係)

常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書

事業主の証明	① 申請者	氏名		住所	〒		(電話)		
	② 就職先の事業所	名称		事業所番号					
		所在地						(電話)	
		事業の種類							
	③ 雇入年月日		年 月 日	④採用内定年月日		年 月 日			
	⑤ 職 種			⑥一週間の所定労働時間			時間 分		
	⑦ 賃金月額	万 千円	⑧雇用期間	イ 定めなし ロ 定めあり →		年 月 日まで (年 カ月) 契約更新条項(イ 有 ロ 無) 1年を超えて雇用する見込み(イ 有 ロ 無)			
	⑨ 上記の記載事実誤りにないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 印 (法人のときは名称及び代表者氏名)								
	⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間に於ける就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無			イ	再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。				
				ロ	再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。				
規則第27条第1項の規定により上記のとおり常用就職支度手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 申請者氏名 ⑪ 茨城県市町村総合事務組合長 殿									
備考									
※処理欄	支給金額		円	支給決定年月日		年 月 日			

様式第28号の3（裏面）

注 意 事 項

- 1 この申請は、③欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して1カ月以内に、組合長に提出すること。
- 2 この申請書には、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添えること。
- 3 ⑧欄は、該当する記号を○で囲むこと。また、「ロ 定めあり」を○で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載するとともに、契約更新条項の有無及び1年を超えて雇用する見込みの有無について該当するものの記号をそれぞれ○で囲むこと。
- 4 ⑩欄は、該当する記号を○で囲むこと。
- 5 ※印欄には、記載しないこと。

※ 組 合 記 載 欄

様式第28号の4(第27条関係)

就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書

1 氏名				2 受給資格証 番号			
3 住所		〒					
4 就職先の事業所		名 称		事業所番号		— —	
		所 在 地		〒 (電話)			
5 一週間の所定労働時間		時間	分	6 求人申込み時等に明示した賃金額(月額)		万	千円
7 雇用期間中の賃金支払状況							
① 賃金支払対象期間		② ①の基礎日数		③ 賃金額			④ 備 考
		A		B		計	
月 日 ~ 月 日							
月 日 ~ 月 日							
月 日 ~ 月 日							
月 日 ~ 月 日							
月 日 ~ 月 日							
月 日 ~ 月 日							
月 日 ~ 月 日							
就職年月日 ~ 月 日							
8 上記の記載事実に誤りのないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 (法人のときは名称及び代表者氏名) ㊦							
9 市町村退職手当条例施行規則第27条の規定により上記のとおり就業促進定着手当に相当する退職手当の支給の申請をします。 年 月 日 茨城県市町村総合事務組合長 殿 申請者氏名 ㊦							
備考							

事業主の証明

(裏面)

注 意 事 項

- 1 この申請書は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から起算して6ヵ月
に至った日の翌日から起算して2ヶ月以内に、原則として、組合長に提出すること。
- 2 この申請書には、受給資格証を添えること。
- 3 申請者にあつては1欄から3欄まで及び9欄、当該申請者を雇用した事業主にあつては4欄
から8欄までをそれぞれ記載すること。ただし、1欄から3欄までは、再就職手当に相当す
る退職手当の支給申請時から変更がない場合は記載を省略することができる。
- 4 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後失業等給付を受ける
ことができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の
金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。
- 5 申請書の記載について
 - (1) 申請者の記載事項
9欄の申請者氏名については、氏名を記載し押印すること。
 - (2) 事業主の記載事項
 - ア 5欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から6ヵ月に至った時
点における一週間の所定労働時間を記載すること。
 - イ 6欄は、事業主が求人申込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額
(月額)を記載すること。
 - ウ 7欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃
金締切日(賃金締切日が1暦月中に2回以上ある者については各暦月の末日に最も近
い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者につい
ては暦月の末日をいう。以下同じ。)まで、及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締
切日までの期間ごとにそれぞれ記載すること。
 - エ 8欄において、4欄から7欄までの記載事項の証明を行うこと。
- 6 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金
額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命じられ、また、詐欺罪として刑罰に処
せられることがある。

組 合 記 載 欄

移転費に相当する退職手当支給申請書

① 申請者	氏名													受給資格証番号		
	移転前の住所 又は居所															
	移転後の住所 又は居所															
② 就職先の事業所	所在地															
	名称															
③ 就職決定年月日	年月日	※雇用期間														
④ 受講する公共職業訓練等の施設	所在地															
	名称															
⑤ 受講指示年月日	年月日	⑥ 受講開始年月日	年月日	⑦ 受講終了予定年月日	年月日											
⑧ 移転開始予定年月日	年月日	⑨ 乗車(船)の場所 (出発空港)				⑩ 下車(船)の場所 (到着空港)										
⑪ 移転する者の氏名	⑫ 生年月日	⑬ 続柄	※鉄道賃				※船賃		※航空賃		※車賃		※移転料		※後手当	※計
			距離	運賃	急行料金	計	距離	運賃	距離	運賃	距離	支給額	距離	支給額	支給額	
本人			キロメートル	円	円	円	キロメートル	円	キロメートル	円	キロメートル	円				円
家族																
※合計													キロメートル	円	円	円
												※就職先の事業主から支給される就職支度費の額				円
												※差引支給額				円
<p>規則第27条第1項の規定により上記のとおり移転費に相当する退職手当の支給を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>茨城県市町村総合事務組合長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 ㊟</p>																

注意事項

- この申請書は、移転の日の翌日から起算して1カ月以内に、組合長に提出すること。
- この申請書には、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添えて提出すること。
- 就職するために移転する場合には、④欄から⑦欄までは記載しないこと。
- 公共職業訓練等を受講するために移転する場合には、②欄及び③欄は記載しないこと。
- ⑧欄には、移転のために出発する予定年月日を記載すること。
- ⑩の家族欄には、随伴する同居の親族のうち申請者の収入によって生計を維持している者について記載すること。この場合には、その事実を証明できる書類を揃えること。
- ※印には、記載しないこと。

様式第30号(第27条関係)

求職活動支援費(広域求職活動費)に相当する退職手当支給申請書

申請者	氏名			性別	男・女	受給資格証番号							
	住所又は居所												
訪問事業所	名称	所在地											
※宿泊地	公共職業安定所関係	公共職業安定所関係	公共職業安定所関係	公共職業安定所関係									
※泊数	泊	泊	泊	泊									
規則第27条第1項の規定により、上記のとおり求職活動支援費(広域求職活動費)に相当する退職手当の支給を申請します。													
年 月 日													
申請者 氏名 ㊦													
茨城県市町村総合事務組合長 殿													
※公共職業安定所記入欄	区間	鉄道賃			船賃		航空賃		車賃		宿泊料 (円)	計 (円)	鉄道距離換算 キロ数 (キロメートル)
		距離 (キロメートル)	運賃 (円)	急行料金 (円)	計 (円)	距離 (キロメートル)	運賃 (円)	距離 (キロメートル)	運賃 (円)	距離 (キロメートル)			
	合計												
求人者から支給される広域求職活動に要する費用の額											円		
差 引 支 給 額											円		

注意

- この申請書は、公共職業安定所の指示による広域求職活動を終了した日の翌日から起算して10日以内に組合長に提出すること。
- ※印欄には、記載しないこと。

様式第30号の2（第27条関係）（表面）

求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書

申請者	氏名		性別	男・女	受給資格証番号	
	住所又は居所					
講座	教育訓練施設の名称	講座名	受講開始年月日	受講終了年月日	当該講座に関連する公的資格	受講費（入学料含む）（円）
					資格名 分類 <input type="text"/> (1~9) 裏面参照	円
<p>上記の記載事実に誤りのないことを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>公共職業安定所長 印</p>						
<p>規則第27条の規定により上記のとおり求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当の支給を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>茨城県市町村総合事務組合長 殿 申請者氏名 印</p>						
※ 処 理 欄	支給決定年月日		年 月 日			
	計 算 欄				支給額（円）	
<p>※ 備 考 欄</p>						

様式第30号の2（裏面）

注意事項

- 1 この申請書は、教育訓練を行う者（以下「教育訓練実施者」という。）の発行する求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当の支給に係る教育訓練を修了したことを証明することができる書類（以下「教育訓練修了証明書」という。）に記載された受講修了日の翌日から起算して1ヵ月以内に、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証に下記の確認事項を添付して、組合長に提出すること。
- 2 申請書に添付すべき確認書類は次のとおりであるが、これらの確認書類と申請書の内容が異なる場合は、支給決定を行うことができないため、教育訓練実施者より (1)、(2)、及び (3) の交付があった際には、その内容をよく確認し、事実と異なる場合は、教育訓練実施者に対して修正を依頼すること。
 - (1) 教育訓練実施者の発行する「教育訓練修了証明書」
 - (2) 教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る「領収書」
教育訓練経費の支払いをクレジット会社を介したクレジット契約により行う場合は、教育訓練実施者の発行する「クレジット契約証明書」（必要事項を教育訓練実施者が付記したクレジット伝票でもよい）、教育訓練実施者に対する分割払等のために「領収書」等が複数枚にわたるときはその全てを提出すること。
 - (3) 教育訓練実施者の発行する「返還金明細書」（「領収書」「クレジット契約証明書」が発行された後で、受講料の値引き等により、教育訓練経費の一部が教育訓練実施者から本人に対して還付された（される）場合に必要。）
- 3 申請書の記載について
 - (1) 当該講座に関連する公的資格の分類については、以下の区分に該当するものを記載すること。

1 輸送・機械運転関係	4 情報関係	7 技術関係
2 医療・社会福祉・保健衛生関係	5 事務関係	8 製造関係
3 専門的サービス関係	6 営業・販売・サービス関係	9 その他
 - (2) 受講費の額は、「教育訓練修了証明書」及び教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る「領収書」（又はクレジット契約証明書）の両方に記載された額と同一になっていることを確認すること。
なお、教育訓練経費の一部が教育訓練実施者から本人に対して還付された（される）場合は、受講費の額は「返還金明細書」に記載された額を差し引いた額と同一額となっていることを確認すること。
 - (3) ※印の欄には記載しないこと。

求職活動支援費(求職活動関係役員利用費)に相当する退職手当支給申請書

申請者	氏名		性別	男・女	受給資格証番号				
	住所又は居所								
1 保育等サービス	項番	保育等サービス 利用理由	保育等 サービス 事業者名	保育等 サービス 利用日	保育等 サービス 利用日数	保育等 サービス名	保育等サービス 利用期間内の 求職活動実施日	保育等サービス 利用期間内の求 職活動実施日数	費用 (自己負担分) (円)
	①	1. 面接等のため 2. 訓練のため			日	{ } ※ (01~14) 裏面参照		日	円
	②	1. 面接等のため 2. 訓練のため			日	{ } ※ (01~14) 裏面参照		日	円
	③	1. 面接等のため 2. 訓練のため			日	{ } ※ (01~14) 裏面参照		日	円
	④	1. 面接等のため 2. 訓練のため			日	{ } ※ (01~14) 裏面参照		日	円
上記の記載事実に誤りのないことを証明する。 年 月 日 公共職業安定所長 印									
規則第27条の規定により上記のとおり求職活動支援費(求職活動関係役員利用費)に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 茨城県市町村総合事務組合長 殿 申請者氏名 印									

※ 処 理 欄	支給決定年月日		年	月	日				
	項番	計 算 欄				支給額 (円)			
	①					円			
	②					円			
	③					円			
	④					円			
合計					円				

備考									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

様式第30号の3 (裏面)

注意事項

- 1 この申請書は、失業の認定を受けようとする期間（前回の失業の認定日から今回の認定日の前日までの期間。認定対象期間＝支給対象期間（求職活動支援費（求職活動関係役員利用費）に相当する退職手当）中に、求人者との面接等をするため、又は求職活動関係役員利用費対象訓練を受講するために保育等サービスを利用した場合、その失業の認定を受ける日（認定日＝確認日（求職活動支援費（求職活動関係役員利用費）に相当する退職手当）に、支給資格証、高年齢受給資格証又は特例資格証に下記の確認書類を添付して、申請者本人が、組合長に提出すること。
ただし、高年齢受給資格者、特例受給資格者の方が求職活動支援費（求職活動関係役員利用費）に相当する退職手当支給申請書を提出する場合にあつては、当該求職活動支援費（求職活動関係役員利用費）に相当する退職手当の支給に係る保育等サービスを利用した日の翌日から起算して四ヶ月以内に行うこと。
- 2 申請書に添付すべき確認書類は次のとおりであるが、これらの確認書類と申請書の内容が異なる場合は、支給決定を行うことができないため、保育等サービス事業者より(1)、(2)及び(3)の交付があつた際には、その内容をよく確認し、事実と異なる場合は、保育等サービス事業者に対して修正を依頼すること。
 - (1) 保育等サービス事業者の発行する保育等サービス費用に係る「領収書」又は「契約書」
保育等サービス費用の支払いをクレジット会社を介してクレジット契約により行う場合は、保育等サービス事業者の発行する「クレジット契約証明書」（必要事項を保育等サービス事業者が付記したクレジット伝票でもよい）、保育等サービス事業者に対する分割払等のために「領収書」等が複数枚にわたるときはその全てを提出すること。
 - (2) 事業主の証明を受けた「面接証明書」又は求職活動関係役員利用費対象訓練を実施する者の発行する求職活動関係役員利用費対象訓練を受講したことを証明することができる書類（「教育訓練修了証明書」など）
 - (3) 保育等サービス費用について、求人者、地方公共団体その他の者から補助を受けた場合はその額を証明する書類
- 3 申請書の記載について
 - (1) 1 欄の保育等サービス利用日及び保育等サービス利用日数については、利用する保育等サービスの全ての利用日及び利用日数を記載すること。ただし、保育等サービスであつて、求職活動のために利用するものでないものは、記載しないこと。
 - (2) 1 欄の保育等サービス利用期間内の求職活動実施日及び保育等サービス利用期間内の求職活動実施日数については、保育等サービス利用日及び保育等サービス利用日数のうち、支給対象期間中に求職活動を実施した日及び日数を記載すること。
 - (3) 1 欄の保育等サービス名については、以下の区分に該当する番号を記載すること。

01 認可保育所で行う保育	06 居宅訪問型保育	11 延長保育事業
02 認可幼稚園で行う保育	07 事業所内保育	12 病児保育事業
03 認定子ども園で行う保育	08 一次預かり事業	13 放課後児童クラブ
04 小規模保育	09 子育て短期募集	14 その他の保育等サービス
05 家庭的保育	10 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	(認可外保育施設が行う保育等)
 - (4) 費用（自己負担分）の額は、保育等サービス事業者の発行する保育等サービス費用に係る「領収書」（又はクレジット契約証明書）の額と同一額となっていることを確認すること。
 - (5) ※印の欄には記載しないこと。

様式第31号(第29条関係)

退職手当支給制限等事情報告書


市町村(組合)名		共済区分	職員番号	職 名
フリガナ			生年月日	年 月 日 (歳)
氏 名				
就 職 (資格取得) 年 月 日	年 月 日	退職年月日	年 月 日	
退職事由				
懲戒免職処分若しくは失職の理由又は懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由				
条例第15条第1項に規定する事情	1 退職者が占めていた職の職務及び責任			
	2 退職者の勤務の状況			
	3 退職者が行った非違行為の内容及び程度			
	4 当該非違行為に至った経緯			
5 当該非違行為後における退職者の言動				
6 当該非違行為が公務の遂行に及ぼす支障の程度				
7 当該非違行為が公務に対する信頼に及ぼす影響				
その他勘案すべき事項				
上記のとおり報告します。				
年 月 日				
				市町村(組合)長
				印
茨城県市町村総合事務組合長 殿				

様式第32号(第30条関係)(表面)

退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

茨城県市町村総合事務組合
組合長 

市町村職員退職手当条例第15条第1項(第17条第1項第1号・第2号)の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分に不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に茨城県市町村総合事務組合長に対して審査請求をすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内に、茨城県市町村総合事務組合を被告(訴訟において組合を代表する者は組合長となります。)として、提起することができる(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる(なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。

記

金 円

(処分前の一般の退職手当等の額)	円
(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)	円

様式第32号(裏面)

(退職をした者の氏名)	
(資格取得年月日) 年 月 日	(勤続期間)
(退職年月日) 年 月 日	年 月
(退職時の勤務公署)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号)
(支給制限処分の理由)	
(市町村職員退職手当条例第15条第1項に規定する事情に関し勘案した内容についての説明)	

備考1 勤続期間とは、市町村職員退職手当条例第9条第1項に規定する勤続期間をいう。

2 不要の文字は、抹消すること。

様式第33号(第30条関係)(表面)

退職手当支給制限処分書

年 月 日

殿

茨城県市町村総合事務組合

組合長



市町村職員退職手当条例第17条第1項第3号(第17条第2項)の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分に不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に茨城県市町村総合事務組合長に対して審査請求をすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内に、茨城県市町村総合事務組合を被告(訴訟において組合を代表する者は組合長となります。)として、提起することができる(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる(なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。))。

記

金

円

(処分前の一般の退職手当等の額)	円
(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)	円

様式第33号(裏面)

(退職をした者の氏名)	
(資格取得年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	
(退職時の勤務公署)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号)
(懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)	
(市町村職員退職手当条例第15条第1項に規定する事情に関し勘案した内容についての説明)	

- 備考 1 勤続期間とは、市町村職員退職手当条例第9条第1項に規定する勤続期間をいう。
2 不要の文字は、抹消すること。

様式第 34 号（第 31 条関係）（表面）

退職手当の支払差止に関する通知書

退職時の 組合市町村名		共済 区分		職員 番号	
退職者氏名		退職時職名			
就 職 (資格取得) 年 月 日	年 月 日	退職時の 給料表種別 給料の月額	(級	職) 号 円
退職年月日	年 月 日	退職事由			
現 住 所	〒				
要 処 分 の 理 由	(適用条項：条例第 16 条第 項第 号該当)				
	(思料される犯罪に係る罰条：)				
上記のとおり通知します。					
年 月 日					
市町村長					印
茨城県市町村総合事務組合長 殿					

様式第 34 号（第 31 条関係）（裏面）

注意事項

- 1 「要処分の理由」の欄には、条例第 16 条第 1 項各号に該当する場合は、起訴の罪状、起訴された年月日を記入すること。
- 2 条例第 16 条第 2 項第 1 号に該当する場合で、退職者が逮捕されたことを理由に通知するときには、逮捕年月日や被疑事実の要旨を具体的に記入し、「思料される犯罪に係る罰条： 」には、逮捕を許可された罪名を記入すること。
- 3 条例第 16 条第 2 項第 1 号に該当する場合で、2 に該当する理由以外の理由で通知する場合は、調査又は聴取に基づき具体的に、事実を挙げて（いつ、どこで、どのようにして、何をしたというように）記入し、「思料される犯罪に係る罰条： 」には、可能な限り特定して「〇〇罪（〇〇法第〇〇条）」というように記入すること。
- 4 条例第 16 条第 2 項第 2 号に該当する場合は、懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至った当該職員の行った非違の内容及び程度を具体的に記入すること。

様式第35号(第32条関係)(表面)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

殿

茨城県市町村総合事務組合

組合長



市町村職員退職手当条例第16条第1項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分に不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に茨城県市町村総合事務組合長に対して審査請求をすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月が経過した後においては、この処分後の事情の変化を理由に茨城県市町村総合事務組合長に対し、この処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内に、茨城県市町村総合事務組合を被告(訴訟において組合を代表する者は組合長となります。)として、提起することができる(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる(なお、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。))。

(退職をした者の氏名)				
(資格取得年月日)	年	月	日	(勤続期間)
(退職年月日)	年	月	日	年 月

様式第35号(裏面)

(退職時の勤務公署)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) (職 級 号) 円
(支払差止処分の理由)	
<p>(支払差止処分の取消し)</p> <p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。</p> <p>1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合</p> <p>2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)</p> <p>3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなると認める場合</p>	

備考 勤続期間とは、市町村職員退職手当条例第9条第1項に規定する勤続期間をいう。

様式第36号(第32条関係)(表面)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

殿

茨城県市町村総合事務組合

組合長



市町村職員退職手当条例第16条第2項第1号の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分に不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に茨城県市町村総合事務組合長に対して審査請求をすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月が経過した後においては、この処分後の事情の変化を理由に茨城県市町村総合事務組合長に対し、この処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内に、茨城県市町村総合事務組合を被告(訴訟において組合を代表する者は組合長となります。)として、提起することができる(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる(なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。))。

(退職をした者の氏名)				
(資格取得年月日)	年	月	日	(勤続期間)
(退職年月日)	年	月	日	

様式第36号(裏面)

(退職時の勤務公署)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) (職 級 号) 円
(公務に対する信頼を確保する上で支障を生じると認める理由)	
(思料される犯罪に係る罰条：)	
<p>(支払差止処分の取消し)</p> <p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合</p> <p>2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、市町村職員退職手当条例第17条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合</p> <p>3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく、かつ、市町村職員退職手当条例第17条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合</p> <p>4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなると認める場合</p>	

備考 勤続期間とは、市町村職員退職手当条例第9条第1項に規定する勤続期間をいう。

様式第37号(第32条関係)(表面)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

殿

茨城県市町村総合事務組合

組合長



市町村職員退職手当条例第16条第2項第2号の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分に不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に茨城県市町村総合事務組合長に対して審査請求をすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月が経過した後においては、この処分後の事情の変化を理由に茨城県市町村総合事務組合長に対し、この処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内に、茨城県市町村総合事務組合を被告(訴訟において組合を代表する者は組合長となります。)として、提起することができる(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる(なお、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。))。

(退職をした者の氏名)				
(資格取得年月日)	年	月	日	(勤続期間)
(退職年月日)	年	月	日	

様式第37号(裏面)

(退職時の勤務公署)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) (職 級 号) 円
(懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
<p>(支払差止処分の取消し)</p> <p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合</p> <p>2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、市町村職員退職手当条例第17条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合</p> <p>3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく、かつ、市町村職員退職手当条例第17条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合</p> <p>4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなると認める場合</p>	

備考 勤続期間とは、市町村職員退職手当条例第9条第1項に規定する勤続期間をいう。

様式第38号(第32条関係)(表面)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

殿

茨城県市町村総合事務組合

組合長



市町村職員退職手当条例第16条第3項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分に不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に茨城県市町村総合事務組合長に対して審査請求をすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月が経過した後においては、この処分後の事情の変化を理由に茨城県市町村総合事務組合長に対し、この処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内に、茨城県市町村総合事務組合を被告(訴訟において組合を代表する者は組合長となります。)として、提起することができる(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる(なお、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。))。

(退職をした者の氏名)				
(資格取得年月日)	年	月	日	(勤続期間)
(退職年月日)	年	月	日	年 月

様式第38号(裏面)

(退職時の勤務公署)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) (職 級 号) 円
(懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。 1 この処分を受けた者が市町村職員退職手当条例第17条第2項の規定による処分を受けることなくこの処分を受けた日から1年を経過した場合 2 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなると認める場合	


備考 勤続期間とは、市町村職員退職手当条例第9条第1項に規定する勤続期間をいう。

様式第39号(第33条関係)(表面)

退職手当返納命令書

年 月 日

様

茨城県市町村総合事務組合
組合長 

市町村職員退職手当条例第18条第1項第1号(第2号)の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分に不服があるときは、この命令書を受けた日の翌日から起算して3月以内に茨城県市町村総合事務組合長に対して審査請求をすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この命令書を受けた日の翌日から起算して6月以内に、茨城県市町村総合事務組合を被告(訴訟において組合を代表する者は組合長となります。)として、提起することができる(なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる(なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。))。

記

金 円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(市町村職員退職手当条例第18条第1項の規定により控除される失業者退職手当額)	円

様式第39号(裏面)

(退職をした者の氏名)
(返納命令の理由)
(市町村職員退職手当条例第15条第1項に規定する事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)


備考 不要の文字は、抹消すること。

様式第40号(第33条関係)(表面)

退職手当返納命令書

年 月 日

様

茨城県市町村総合事務組合
組合長 

市町村職員退職手当条例第18条第1項第3号(第19条第1項)の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分に不服があるときは、この命令書を受けた日の翌日から起算して3月以内に茨城県市町村総合事務組合長に対して審査請求をすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この命令書を受けた日の翌日から起算して6月以内に、茨城県市町村総合事務組合を被告(訴訟において組合を代表する者は組合長となります。)として、提起することができる(なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる(なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

記

金 円

(処分前の一般の退職手当等の額)	円
(市町村職員退職手当条例第18条第1項(第19条第1項)の規定により控除される失業者退職手当額)	円

様式第40号(裏面)

(退職をした者の氏名)

(懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)

(市町村職員退職手当条例第15条第1項に規定する事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)


備考 不要の文字は、抹消すること。

様式第41号(第34条関係)(表面)

市町村職員退職手当条例第20条第1項に規定する懲戒免職処分を受け
るべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書

年 月 日

様

茨城県市町村総合事務組合
組合長 

下記の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、市町村職員退職手当条例第20条第1項の規定により通知する。

組合は、この通知が到着した日の翌日から起算して6月以内に限り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額(下記の退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

記

(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)

様式第41号(裏面)


(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(市町村職員退職手当条例第20条第1項の規定により控除される失業者退職手当額)	円
(懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	

様式第42号(第35条関係)(表面)

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

茨城県市町村総合事務組合
組合長 

市町村職員退職手当条例第20条第1項(第2項・第3項)の規定により、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分に不服があるときは、この命令書を受けた日の翌日から起算して3月以内に茨城県市町村総合事務組合長に対して審査請求をすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この命令書を受けた日の翌日から起算して6月以内に、茨城県市町村総合事務組合を被告(訴訟において組合を代表する者は組合長となります。)として提起することができる(なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる(なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。

記

金 円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(市町村職員退職手当条例第20条第1項(第2項・第3項)の規定により控除される失業者退職手当額)	円

様式第42号(裏面)

(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)
(懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)
(市町村職員退職手当条例第15条第1項及び第20条第6項に規定する事情に関し勘案した内容についての説明)


備考 不要の文字は、抹消すること。

様式第43号(第35条関係)(表面)

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

茨城県市町村総合事務組合
組合長 

市町村職員退職手当条例第20条第4項(第5項)の規定により、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分に不服があるときは、この命令書を受けた日の翌日から起算して3月以内に茨城県市町村総合事務組合長に対して審査請求をすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この命令書を受けた日の翌日から起算して6月以内に、茨城県市町村総合事務組合を被告(訴訟において組合を代表する者は組合長となります。)として、提起することができる(なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる(なお、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

記

金 円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(市町村職員退職手当条例第20条第4項(第5項)の規定により控除される失業者退職手当額)	円

様式第43号(裏面)

(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)
(納付命令の理由)
(市町村職員退職手当条例第15条第1項及び第20条第6項に規定する事情に関し勘案した内容についての説明)

備考 不要の文字は、抹消すること。